

2022 もてぎ7時間耐久ロードレース

もて耐

2022.9.10 sat.

公式予選・3時間決勝レース

2022.9.11 sun.

7時間決勝レース



2022 MOTEGI 7 hours ENDURANCE ROAD RACE

特別規則書 SUPPLEMENTARY REGULATIONS

本年の表紙を飾っていただきましたのは、2021 年もてぎ7時間耐久ロードレース
7 時間決勝レースを優勝しました以下のチームとなります。(敬称略)

《2021 年 もてぎ 7 時間耐久ロードレース 7時間決勝レース優勝》

ゼッケン : 86

チーム名 : <BEAR>M ガレージ +i-factory

出場ライダー : 三須 信次・中沢 寿寛・岡部 怜

出場クラス : Brave / WT

マシン : Honda CBR250RR

2022 MOTEGI 7 hours ENDURANCE RACE
2022 もてぎ7時間耐久ロードレース

2022
もてぎ7時間耐久ロードレース
“もて耐”

SUPPLEMENTARY REGULATIONS

特別規則書



公 示

ホンダモビリティランド株式会社は 2022 年 9 月 9 ～ 11 日、栃木県茂木町のモビリティリゾートもてぎにおいて「2022 もてぎ 7 時間耐久ロードレース “もて耐”」を開催する。本大会は一般財団法人日本モーターサイクリススポーツ協会（MFJ）承認のもとに国際スポーツ憲章・FIM 競技規則に基づいた 2022MFJ 国内競技規則ならびに本競技会大会特別規則に基づいて開催される。

大会主旨

モビリティリゾートもてぎは、モーターサイクリススポーツファンの皆様に、気軽に、ご家族やお友達と共にレースをお楽しみいただきたいとの願いを込め、ライダーならびにチームクルーとして大勢でご参加いただけるモーターサイクルレースの祭典を目指して 1998 年より本大会を開催しております。本年も、皆様からのご意見を元にさらに魅力的な耐久レースになるように様々見直しをしております。参加される皆様と共に常に新鮮で、時代に沿ったレースであるように、もて耐は進化を続けて参ります。私たちは、このもて耐を通じ、多くの仲間と共に過ごす大切な時間をもつこと、耐久レースを楽しみ尽くすこと、そして、そこで得た喜びをまだレースの魅力を知らない方々へ伝播されていくことを望んでいます。

もて耐を通じて多くの方がロードレースの楽しさ・耐久レースの醍醐味をご体験いただければと存じます。

2022 “もて耐” 大会組織委員会

●事業所および社名変更

ツインリンクもてぎは、2022年3月1日より事業所名をモビリティリゾートもてぎに変更します。
株式会社モビリティランドは、2022年3月1日より社名をホンダモビリティランド株式会社に
変更します。

●休業日のご案内

2022年4月1日より毎週火曜日をモータースポーツ課休業日とさせていただきます。

●デジタルフラッグの運用

ロードコースには、これまでのコーションランプに代わり、カラーのLEDライトパネルでフラッグの絵柄を表示する「デジタルフラッグ」が設置され、2022年3月から運用を開始します。
従来同様にフラッグ（旗表示）が優先されることに変化はありません（補助表示として使用）。
詳しくは、後日発行されるインフォメーションをご確認ください。

2022 年 主な規則変更点

●7時間予選不通過の取扱い

7時間決勝レース予選不通過のチームには、コンソレーションレースの実施はありません。予選不通過のチームには、20,000円の場合内利用金券を進呈します。

●NST-ZXクラス新設

Kawasaki ZX-25Rのクラスを新設します。

●参加料変更

参加料はライダー人数に関らず一律の設定としました。

●未成年者の印鑑証明書、親権者の実印捺印の承諾書提出

2022年4月の民法制定により、2022年4月1日より18歳未満とし運用します。

●チーム名の文字数

チーム名の文字数は、リザルト発行や計時結果表示の都合により、最大全角15文字（半角30文字）とする。文字数には、「英字、ピリオド、スペース、数字」を含む。記号、特殊文字は使用できません。

●自動計測装置（トランスポンダー）使用時のレンタル料

予告していた2022年より5,000円（税込）を徴収すると案内していたレンタル料は本レースについては徴収しない事となりました。

●ゼッケン

ゼッケンベースは、赤色以外となります。昨年の7時間決勝レースの総合1位はゼッケン1が指定され、総合2～5位は順位をゼッケンとして使用することができ、ゼッケンベースは赤色、文字色を白とします。

●水冷エンジンの冷却水

冷却水は水に限られ、不凍液が含まれる冷却水は使用できません。

●タイヤ

一般市販ルートで購入できる溝付きタイヤとし、速度記号はH以上となります。

●エアバック支援プログラムについて

参加料2,000円分割引きから、スポーツ走行金券2,000円分進呈に変更します。

=====<ご案内>=====

●エアバッグ

2輪用エアバッグ式プロテクションの着用をさらに推進していくため、2023年は55歳以上を義務化、2025年は全ライダー義務化になります。

●オリジナルフレーム

安全面を考慮し、オリジナル制作フレームでの出場は2023年以降できません。

2022
もてぎ 7 時間耐久ロードレース
特別規則書

目 次

第 1 章 総 則

第 1 条	競技会の名称・格式	7
第 2 条	主催者	7
第 3 条	大会組織・役員	7
第 4 条	開催場所	7
第 5 条	開催日程	7
第 6 条	競技種目	7
第 7 条	出場台数	7

第 2 章 参加規程

第 8 条	参加資格	8
第 9 条	参加申し込み	8
第 10 条	参加料	9
第 11 条	チームの構成	9
第 12 条	ライダーの登録	10
第 13 条	ピットクルーの登録	11
第 14 条	ヘルパー	11
第 15 条	希望ゼッケン	11
第 16 条	車両の変更	11
第 17 条	もてぎ・鈴鹿（MS）共済会	12
第 18 条	参加受理と参加拒否	12

第 3 章 開催クラス・燃料規定

第 19 条	開催クラス	13
第 20 条	燃料規定	13

第 4 章 参加受付・公式車検

第 21 条	参加受付	14
第 22 条	トランスポンダー（自動計測装置）	14
第 23 条	公式車両検査	15

第 5 章 競技車両の登録と変更

第 24 条	競技車両の登録と変更	17
--------	------------	----

第6章 参加者の遵守事項

第25条	クレデンシャルと車両通行証	17
第26条	ピットの使用	17
第27条	ピットサインエリア	18
第28条	参加者の遵守事項	18
第29条	ブリーフィング	18
第30条	公式予選	19
第31条	7時間決勝レースの選抜方法	19
第32条	グリッドの決定方法	19
第33条	NEO STANDARD シード権について	19

第7章 決勝スタート

第34条	スタート前チェック	20
第35条	スタート前の遵守事項	20
第36条	スタート方法	20

第8章 燃料補給

第37条	レース中における燃料補給	20
------	--------------	----

第9章 走行中の遵守事項

第38条	走行中の遵守事項	22
第39条	妨害行為	22
第40条	停止	22
第41条	救済措置	23
第42条	リタイヤ	23
第43条	負傷時の医務室受診義務	23
第44条	ピットインおよびピットアウト	23
第45条	ピットストップ	25
第46条	レース中のピット作業	26
第47条	レース中の車両修理	26
第48条	ピットサイン	27
第49条	決勝時のライダー交替	27
第50条	抗議	27

第10章 競技の一時中立化

第51条	フルコースコーション(競技の一時中立化)	28
第52条	レースの中断	29

第11章 レース延期および中止

第53条	レース終了	32
第54条	順位および完走の認定	32
第55条	レース終了後のパドックインと暫定表彰	33
第56条	入賞車両の車両保管および再車検	33

第12章 レース延期および中止

第57条	レースの延期および中止	33
------	-------------	----

第13章 賞 典

第58条	賞 典	34
第59条	特別賞	34

第14章 主催者の権限

第60条	主催者の権限	35
------	--------	----

第15章 損害の補償・大会役員の責任

第61条	損害の補償	35
第62条	大会役員の責任	35

第16章 本特別規則の適用と補足

第63条	本特別規則の解釈	36
第64条	公式通知の発行	36
第65条	本特別規則の施行	36

第17章 車両・装備規定

第66条	出場車両	36
第67条	オープンクラス車両規定	37
第68条	Brave クラス車両規定	38
第69条	NEO STANDARD クラス車両基本仕様	38
第70条	車両基本仕様	39
第71条	ライダーの装備	49
第72条	買取規定（“7 時間決勝レース”のみ適用）	49

パドック案内図	50
もてぎ・鈴鹿共済会 会員の皆さまへ	51
MFJ 国内ライセンス 取得方法	53

第 1 章 総 則

第 1 条 競技会の名称・格式

2022 もてぎ 7 時間耐久ロードレース “もて耐”
(MFJ 承認競技会)

第 2 条 主催者

- ホンダモビリティランド株式会社
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1
TEL. 0285-64-0200 FAX. 0285-64-0209
- エムオースポーツクラブ (M.O.S.C.)
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1
TEL. 0285-64-0202 FAX. 0285-64-0209

第 3 条 大会組織・役員

組織委員長 高秀 一行
組織委員 高谷 克実
組織委員 上村 誠児
組織委員 松本 浩史
他は大会公式プログラムにて公示する。

第 4 条 開催場所

モビリティリゾートもてぎ ロードコース
栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1
フルコース 4.8013km

第 5 条 開催日程

2022 年 9 月 9 日 (金) 参加受付・公式車検・特別スポーツ走行
9 月 10 日 (土) 公式予選・3 時間決勝レース
9 月 11 日 (日) 7 時間決勝レース

その他の詳細なスケジュールについては、公式通知にて公示する。

※各公開練習会の日程等詳細については、モビリティリゾートもてぎホームページ内
もて耐ページに掲載する。

第 6 条 競技種目

モーターサイクルによる耐久レース

第 7 条 出場台数

7 時間決勝レース 77 台
3 時間決勝レース 51 台

第 2 章 参加規程

第 8 条 参加資格

各参加資格の以下の全ての条件を満たしている者のみ参加できる。

8-1 代表者

- 1) 参加申し込み時に 2022 年度有効な MFJ ロードレース国際 / 国内 / フレッシュマンライセンスかビットクルーライセンスを所持していること。
- 2) MFJ 国内競技規則および本大会特別規則の内容を理解し、責任を持ってチーム員を統制できる方。
- 3) 代表者ミーティングは、最終回の公開練習で開催いたします。任意参加としますが、規則の解釈やご質問などをお受けいたしますのでご参加ください。

8-2 7時間決勝レースのライダー

- 1) 2022 年 8 月 9 日 (火) までに 2022 年度有効な MFJ ロードレース国際 / 国内ライセンスのいずれかを保持していること。
- 2) 2022 年に開催されるもて耐公開練習会に参加しなければならない。ただし、以下の者は除外される。
 - ①もて耐に参加(2019～2021 年開催)した実績がある者。
 - ②もてぎロードレース選手権に参加(2019～2022 年開催)した実績がある者。
 - ③もてぎレーシングスクール、もてぎレーシングスクール light に参加(2019～2022 年開催)した者。
- 3) 2022 年 1 月 1 日以降に国内ライセンスを取得(昇格)した者は、もて耐公開練習会にて開催の『初心者講習会』か、モビリティリゾートもてぎにて開催の『もてぎレーシングスクール』『もてぎレーシングスクール light』に 2022 年 8 月 9 日 (火) までに参加しなければならない。

8-3 3時間決勝レースのライダー

- 1) 2022 年 8 月 9 日 (火) までに 2022 年度有効な MFJ ロードレース国内 / フレッシュマン / ジュニアライセンスのいずれかを保持していること。
- 2) MFJ ロードレースフレッシュマン / ジュニアライセンスで参加する者は、もて耐公開練習会で開催の『初心者講習会』かモビリティリゾートもてぎにて開催の『もてぎレーシングスクール』『もてぎレーシングスクール light』に 2022 年 8 月 9 日 (火) までに参加しなければならない。

8-4 ビットクルーの参加資格

参加受付時に 2022 年度に有効な MFJ ビットクルーライセンスを保持していること。

第 9 条 参加申し込み

9-1 参加申込受付期間

2022 年 6 月 1 日 (水) ～ 8 月 9 日 (火)

9-2 申込み定員

参加申込受付期間内であっても、先着順で定員に達した時点で申込みを締め切る。

7時間決勝レース 102台

3時間決勝レース 51台

9-3 参加申し込み方法

1) 参加申込みは、原則 WEB エントリーのみとする。

用紙にて申し込む場合は事務手数料として 1,100 円を徴収する。また、エントリー期間を過ぎての申込み(遅延申込み)については、事務局が認めた場合にのみこれを受理するが、追加料金として 6,500 円を徴収する。

モビリティリゾートもてぎ ホームページ内"もて耐" トップページに掲載されるエントリーフォームより以下の情報を入力する。

①参加代表者の情報

②参加クラス

③チーム名

チーム名の文字数は、リザルト発行や計時結果表示の都合により、最大全角 15 文字(半角 30 文字)とする。文字数には、「英字、ピリオド、スペース、数字」を含む。記号、特殊文字は使用できない。

④希望ゼッケン

7 時間決勝レース 6 ～ 150 までのゼッケンを希望することができる。

3 時間決勝レース ゼッケンを希望することはできない。

⑤参加車両・タイヤ情報

⑥ライダーの情報

2) 申込み後、以下の情報を 8 月 16 日(火) までに登録する。

①ピットクルーの情報

②ライダーの走行実績

9-3 申込み問い合わせ先

モビリティリゾートもてぎ レース事務局

〒 321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1

TEL 0285-64-0200 FAX 0285-64-0209

第 10 条 参加料

10-1 参加料(1 台当たり) (税込み)

7 時間決勝レース 88,000 円

3 時間決勝レース 44,000 円

10-2 エアバック割引

二輪車用エアバッグプロテクターの装着を推進するため、全ライダーが装着のチームには、スポーツ走行金券 2,000 円分(1 台あたり)が進呈される。

第 11 条 チームの構成

1 チームあたりの構成要員は必ず以下の範囲内とすること。ただし、同一チームから複数台数の参加をする場合、下記 1)、3)、4) については、兼務が認められる。

1) 代表者・・・1 名

2) ライダー・・・3 名～ 5 名(公式予選・決勝レース)

3) ピットクルー・・・1 名～ 7 名

4) ヘルパー・・・0 名～ 4 名

第 12 条 ライダーの登録

- 12-1 ライダーの登録とは、参加申し込み時に「公式予選・決勝レース」に参加するライダーの氏名を大会事務局へ登録することをさす（TBN 等は不可）。
ライダーは、7 時間決勝レース、3 時間決勝レースの申込みに重複登録できない。
- 12-2 参加申し込み時に参加車両 1 台につき、3 ～ 5 名のライダーを登録しなければならない。
- 12-3 ライダーは、参加申し込み締め切り時までに登録しなければならない。参加申し込み締め切り日以降の追加登録は受けられない。ライダー変更については 8 月 16 日（火）までとする。
- 12-4 登録ライダーの保持ライセンスは下表の条件とする。

1) 7 時間決勝レース

		7h	
	ジュニア	フレッシュマン	国内
第 1 ライダー			○
第 2 ライダー			○
第 3 ライダー			○
第 4 ライダー			○
第 5 ライダー			○
			国際
第 1 ライダー			×
第 2 ライダー			×
第 3 ライダー			○
第 4 ライダー			○
第 5 ライダー			○

2) 3 時間決勝レース

		3h	
	ジュニア	フレッシュマン	国内
第 1 ライダー	×	×	○
第 2 ライダー	×	×	○
第 3 ライダー	○	○	○
第 4 ライダー	○	○	○
第 5 ライダー	○	○	○
			国際
第 1 ライダー			
第 2 ライダー			
第 3 ライダー			
第 4 ライダー			
第 5 ライダー			

- 12-5 参加申し込み開始時（6 月 1 日）時点で 50 歳以上のライダーは、国際ライセンス区分であっても、国内ライセンス扱いとする。
- 12-6 2022 年 MFJ 国内ライセンスライダーであっても過去 5 年以内に降格申請（国際⇒国内）を行い、国内ライセンスに降格したライダーは、国際ライセンスライダーとして扱う。ただし、50 歳以上のライダーについては、12-5 の規定が優先される。
- 12-7 全てのライダーは、他チームのライダーとして重複登録はできない。（※ピットクルーの重複登録は認められる）
- 12-8 ライダー登録にて、偽りの申請をした場合はエントリーの取り消しもしくは、失格となる。
- 12-9 走行実績・ライダー変更期（8 月 16 日）を過ぎて、止むを得ない事情によりライダーの登録順序を変更しようとする場合は、1 件につき 10,000 円を添え、ライダー変更届に必要な事項を記入し、当該走行開始 1 時間前までに、大会事務局に申請し許可を得なければならない。

第 13 条 ピットクルーの登録

ピットクルーとは MFJ 国内競技規則第 2 章 9 の規定に則る。

- 13-1 1 チームに対してピットクルーは、参加受付時まで指名登録された 1 名～7 名が認められる。ただし、このピットクルーは、参加代表者を除き同じチームのライダーとして登録されていない。

ピットクルーの構成は以下の通りとする。

●参加代表者・・・1 名（ピットクルー若しくはライダーとの兼任可）

●ピットクルー（マシン整備・ピットサイン提示等）・・・6 名以内

- 13-2 ピットクルーの変更は、参加申込後に主催者より送付されるピットクルー変更申請書等に必要事項を記入の上、参加受付時（9 月 9 日）に提出すること。

- 13-3 参加受付後の変更・追加は一切認められない。

第 14 条 ヘルパー

ヘルパーとは、上記の第 13 条のピットクルーに限定し認められている作業は行うことができない。

ヘルパーは、全ての走行中、ピットレーン上・ピットサインマンエリアへの立ち入りは禁止される。

●ヘルパー（ライダー・ピットクルーのサポート）4 名以内

第 15 条 希望ゼッケン

- 15-1 昨年のもてぎ耐久ロードレース7時間決勝レースにて総合1位のチーム（代表者が所属するチーム）は、ゼッケン1をつけなければならない。総合2～5位は昨年の順位を各々ゼッケンとしてつけることができる。

昨年の順位をゼッケンとして使用の場合、ゼッケンベースを赤色、文字色を白とする。

- 15-2 3時間決勝レースに参加するものは、ゼッケンを希望することはできない。
7時間決勝レースに参加するものは、ゼッケンナンバーは、6～150 までのゼッケン番号を希望することができる。

ゼッケンナンバーを希望する場合は、参加申込時に所定の欄に必要事項を入力し申込をすること。なお、同ゼッケンを複数チームが希望した場合は競売となり、最高額を入札したチームに割り当てられる。その際収益金は、主催者から社会福祉事業に全額寄付される。希望ゼッケンの最低落札価格は 1,000 円・最小入札単位は 500 円とし、希望したゼッケンが付与された全チームは、参加料と共にその代金を支払わなければならない。

- 15-3 希望ゼッケンの発表は参加受理書に同封されるエントリーリストにて発表する。

第 16 条 車両の変更

- 16-1 出場登録した車両の変更はやむを得ない場合のみ認められる。ただし、変更後の車両が当初エントリーしたクラスと異なるクラスの車両であってはならない。

- 16-2 参加受理後、9 月 9 日（金）までに出場登録済の車両を変更する必要がある場合は、規定の書式にしたがって車両の変更申請を行い、大会事務局がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。この場合、変更内容が公式プログラムに反映できない場合がある。

- 16-3 参加受付以降に競技に出場する車両を変更する場合は規定の書式にしたがって車両の変更申請を行い、競技監督が、転倒等で安全上問題があると認めた場合に限り、車両の変更を条件付きで認める場合がある。(ただし、変更後の車両は新たに車両検査を受けなければならない)
- 16-4 車両変更申請は、MFJ 国内競技規則付則 4-12-1 に則る。

第 17 条 もてぎ・鈴鹿 (MS) 共済会

- 17-1 モビリティリゾートもてぎにおいてスポーツ走行および競技に参加出場するライダーおよびピットクルーは MS 共済会に加入しなければならない。
- 17-2 MS 共済会は年間加入または暫定加入とする。
- 1) 年間加入は TRMC-S 会員または SMSC 会員として登録され所定の共済会会費を納めた者のみとする。
 - 2) 暫定加入は当該大会(特別スポーツ走行、予選、決勝)のみ有効とし、特別スポーツ走行時から申し込みできる。また、走行会、公開練習会等に参加する場合は、その都度暫定入会しなければならない。
＜ライダー 7,000 円/人・ピットクルー 500 円/人＞

第 18 条 参加受理と参加拒否

- 18-1 参加申込者に対しては、参加申込締切後、大会事務局から参加受理または参加拒否が通知される。
- 18-2 参加申し込み後、参加者の都合により参加を取り消す申し込み者には参加料、MS 共済会会費とも返却されない。
- 18-3 大会組織委員会は、理由を明らかにすることなく、参加申し込みを拒否する権限を有する。エントリーの拒否に関しては締め切り後に連絡する。
- 18-4 参加を拒否された申込者には、参加料および MS 共済会会費が返却手数料 2,200 円を差し引いて返還される。

第 3 章 開催クラス・燃料規定

第 19 条 開催クラス

- 19-1 以下のクラスが 7 時間決勝レースおよび 3 時間決勝レースにて開催される。
オープンクラス

冷却方式	2気筒		単気筒	
	水冷	空冷	水冷	空冷
クラス名	WT	AT	WS	AS

NEO STANDARD クラス

クラス名	メーカー	車名	型式
NST-Ninja	Kawasaki	Ninja250R	EX250K / EX250L / EX250P
NST-CBR	Honda	CBR250R	JBK-MC41 (その他仕向地違いの車両も含む)
NST-R25	YAMAHA	YZF-R25	JBK-RG10J / 2BK-RG43J
NST-G310R	BMW	G310R	2BL - G31AA
NST-ZX	Kawasaki	Ninja ZX-25R	2BK-ZX250E
NST-VTR	Honda	VTR250	MC33 (SPADA等MC33より古い型式は認められない)

Braveクラス

- 1 : YAMAHA製WR250のエンジン(式:G363)を使用し、WR250のフレーム(型式:DG51J)以外を使用した車両。
2 : KTM製エンジンで以下のものを使用した車両
(型式【末尾3桁770、771、774、777】)

- 19-2 参加受付台数が 3 台未満のクラスは、そのクラスを不成立とし、下記表の 1 つ上位のクラスに統合されるものとする。

Brave
WT
NST-Ninja
NST-CBR
NST-R25
WS
NST-G310R
NST-ZX
NST-VTR
AT
AS

- 19-3 Brave が不成立の場合、WT に統合される。

第 20 条 燃料規定

- 20-1 使用する燃料は、モビリティリゾートもてぎ内給油所で販売されるガソリンを使用すること。
20-2 燃料にはオクタン価を高めたり燃料の性質を変えるような装置を取り付けたり添加剤を混入してはならない。
20-3 燃料を故意に冷却する行為は禁止する。

第 4 章 参加受付・公式車検

第 21 条 参加受付

- 21-1 参加申し込みが正式に受理された参加者には、公式通知に示される参加受付会場でライダー腕章・ピットサインマンの腕章・トランスポンダーなどが参加受理書と引換えに渡される。
- 21-2 参加受付時に次のものを提示もしくは提出しなければならない。
- 1) 参加受理書
 - 2) TRMC-S・SMSC ライセンス
(TRMC-S・SMSC 会員のライダーおよびピットクルー全員分)
 - 3) MS 共済会暫定会員加入申込書(暫定共済会加入者)
 - 4) MFJ ライセンス(ライダー・ピットクルー)
 - 5) メディカルパスポート
※提示義務あり(各自準備し、ライダーは必ず携帯すること)
※メディカルパスポートは MFJ ホームページからダウンロードすること。
 - 6) 車両仕様書(必要項目をすべて記入し、参加受付にて参加受付終了印をもらわなければ車検は受検できない。)
 - 7) 誓約書(必ず自署・捺印のこと)
 - 8) 参加ライダーが 18 歳未満の未成年の場合、親権者の同意書並びに印鑑証明書(3 ヶ月以内)
※未成年者の誓約書・親権者同意書には実印を押印すること。18 歳未満とは、予選日時点での年齢をいう。
- 21-3 TRMC-S・SMSC ライセンスを提示できない場合は、MS 共済会暫定会費を支払わなければならない。
- 21-4 ピットサインマン腕章は、決勝レース終了後の車両保管解除後 2 時間以内に返却しなければならない。返却されない場合や、紛失や破損が生じた場合には、1 枚につき 1,100 円が主催者より請求される。

第 22 条 トランスポンダー (自動計測装置)

【ご案内】

2022 年より貸し出し料として、5,000 円(税込)を徴収させていただきご案内の告知をさせていただいておりましたが、本レースにおいて適用除外といたしました。

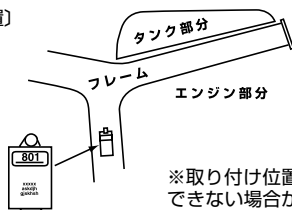
- 22-1 参加者は車検時までに車両に主催者が用意する自動計測装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは、出走を認めない。
- 22-2 参加者が自身で所有する MYLAPS 社製マイボンダーを使用する際は、以下の項目を遵守すること。
- 1) 参加申込み時にトランスポンダー番号の申請を行うこと。
 - 2) 取り付け方法・箇所については、本条 22-5 に従うこと。
 - 3) 計時長が判断し、競技役員より指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置に付け替えること。
- 22-3 予選と決勝で自動計測装置を交換する場合がある。

22-4 自動計測装置の配付は、参加受付時に行い、返却については各決勝レース終了後の車両保管解除後 2 時間以内とする。万一破損・紛失した場合、1 個につき 55,000 円が主催者より請求される。

22-5 取り付け方法および箇所について

- 1) 自動計測装置専用ホルダーを指定の場所にタイラップ等で確実に固定すること。
- 2) 地面から 60cm 以内で、熱や振動の受けにくい位置とする。

〔推奨位置〕



※取り付け位置、方法のミスにより、タイム計測ができない場合があるので注意すること。

第 23 条 公式車両検査

23-1 公式車両検査(車検)は公式通知に示されたタイムテーブルに従って、指定された場所にて公式予選前に行われる。

23-2 公式車検の際、登録されたライダーまたは、ピットクルーが最低 1 名立合うこと。

23-3 定められた時間内に車検場において必ず、車両検査を受け下記のものについての検査に合格しなければならない。これ以後の検査は競技監督が不可抗力の理由によるものとして特別に認めた場合以外は行わない。

23-4 公式車検時には、ガソリン購入証明書と参加受付完了印のある車両仕様書を持参し、アンダーカウルを外した状態で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。

23-5 車両検査の際、車検員によって点検を受けるものは、次のとおりとする。

※装備品については、走行するライダー全員分持参すること。

1) 出場車両

2) ヘルメット

ヘルメットに本人確認用ステッカーを貼り付けること。

(レスキュー活動の迅速化のため)

3) ヘルメットリムーバースystem

4) レーシングスーツ

5) グローブ

6) ブーツ

7) 脊柱プロテクション

脊柱プロテクションは、レーシングスーツに内蔵されているもの、別体式に関わらず、以下の仕様をみたしていなければならない。

脊柱プロテクションは CE 規格「EN1621-2 (Level1 または Level2)」適合品でなければならない。

エアバグー一体式でエアバグ本体に CE 規格「EN1621-2」適合品の脊柱プロテクションが装備されている場合は、脊柱プロテクションの装備は免除される。

8) 胸部プロテクション(チェストガード)

チェストガードは、レーシングスーツに内蔵されているもの、または別体式関わらず、以下の仕様を満たしていなければならない。

チェストガードは CE 規格「EN1621-3 (Level1 または Level2)」適合品でなければならない。

エアバッグ一体式でエアバッグ本体に CE 規格「EN1621-3」適合品の胸部プロテクション(チェストガード)が装備されている場合は、チェストガードの装備は免除される。

9) エアバック式プロテクション(使用するチームのみ)

22 歳以下のライダーはエアバッグ着用を義務付ける。

【ご案内】

2 輪用エアバッグ式プロテクションの着用をさらに推進するため、2023 年は 55 歳以上を義務化、2025 年は全ライダー義務化になります。

10) 消火器

消火器は、各チームの責任において以下の仕様に合致した消火器を 1 本以上準備すること。主催者がピット等に設置している消火器は使用できない。1 本当たり内容量は以下とする。

① ABC 粉末型：3kg 以上

② 中性強化液型：6.0L 以上

③ 二酸化炭素型：4.6kg 以上

23-6 スペアサイレンサーについては、公式通知に示される時間にて車検員によって点検を受けなければならない。この時間以外に点検を受けようとする者は、時間外点検手数料 1 件につき 5,000 円を添え、大会事務局にその申請を行わなければならない。

23-7 公式車検において規則上または安全上出場が不適当と判断された車両は、予選を含む一切の走行を拒否される。

23-8 車検長は、競技監督の指示または同意のもと、大会期間中必要に応じて随時車両検査を行うことができる。

23-9 競技監督は必要に応じて車検長に命じ、随時音量の測定および燃料タンクの容量チェックをすることができる。

23-10 カメラ取付方法

カメラのマウントステー以外にカメラ本体と競技車両とをワイヤリングで結合し、脱落防止をすること。カメラ本体にストラップ穴がある場合、カメラのストラップ穴と競技車両間をワイヤリングし、脱落防止をすること。

23-11 競技車両へのカメラ搭載については、以下項目を遵守し、公式車検時に取付状態の確認検査を受ける事で認められる。

(誓約項目)

1) 私たちは、競技車両に車載カメラを搭載するにあたり、撮影したものを以下①～⑤の目的・内容で使用しないことを誓約いたします。

① 個人の私的利用の範囲を超え、営利目的の使用

② 広告宣伝活動等

③ レース競技判定等

④ 撮影した動画・画像を用いて、他の競技者を批判する行為

⑤ 動画共有サイト(YouTube など)や SNS (Facebook など)への掲載

- 2) 私たちは、車載カメラを競技車両に固定し、落下防止のワイヤリングを施した状態で車検を受けます。車検員から取り付け方法の修正を指示された場合はその指示に従い修正します。修正指示に従えない場合は、車載カメラを取り外すことを承諾します。
- 3) 私たちは、車両回収および車両撤去時において、万が一車載カメラが破損、また紛失した際も、その当事者や主催者に一切の損害賠償責任は問わないことを誓約します。
- 4) 上記の誓約に違反した場合は、主催者の科す罰則および主催者からの依頼事項（映像等の掲載削除含む）等に従うことを誓約します。

第 5 章 競技車両の登録と変更

第 24 条 競技車両の登録と変更

- 24-1 登録した車両の変更はやむを得ない場合のみ認められる。ただし、変更後の車両が当初エントリーしたクラスと異なるクラスの車両であってはならない。
- 1) 参加受理後、9 月 9 日の参加受付時までに出場登録済の車両を変更する必要が生じた場合は、規定の書式にしたがって車両の変更申請を行い、大会事務局がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。この場合、変更内容が公式プログラムに反映できない場合がある。
 - 2) 参加受付以降に競技に出場する車両を変更する場合は規定の書式にしたがって車両の変更申請を行い、競技監督が、転倒等で安全上問題があると認めた場合に限り、車両の変更を条件付きで認める場合がある。（ただし、変更後の車両は新たに車両検査を受けなければならない）
- 24-2 車両変更申請は、MFJ 国内競技規則付則 4-12-1 に則る。

第 6 章 参加者の遵守事項

第 25 条 クレデンシャルと車両通行証

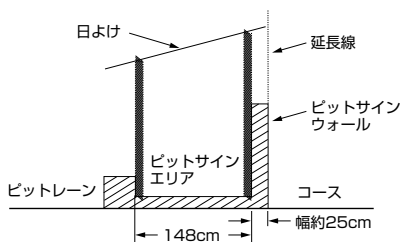
- 25-1 交付される参加者のクレデンシャルは、競技会期間中確認しやすい位置に必ず着用していなければならない。参加受付時に配布されるピットクルー腕章は、全ての公式セッションにおいて必ず右腕上部に着用しなければならない。
- 25-2 全ての移動用・留め置き車両は、大会事務局が交付する車両通行証を貼付していなければならない。
- 25-3 パドックおよびモビリティリゾートもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は、公式通知と案内標識によって示され、参加者はこの指示に従わなければならない。
- 25-4 交付されるクレデンシャルや車両通行証は他に貸与、転用そして販売してはならない。

第 26 条 ピットの使用

使用ピットは大会事務局によって割当てられる。

第 27 条 ビットサインエリア

- 27-1 停車区域およびビットサインエリア内では風で飛ばされやすいものを設置または身に付けてはならない。
- 27-2 ビットサインエリア内には固定式パラソル（幅 2m までのもの）を設置してもよいが、固定のためのアタッチメント等を含め、コース側にはみ出してはならない。ビットサインエリア内で人の通行の妨げにならないようなものにする事。



- 27-3 サインボードをビットサインマンエリア固定する際は、支柱やそれに準ずるものがコンクリートウォールよりも下部に設置されてはならない。オフィシャルから指示があった場合は設置方法を修正しその指示に従うこと。

第 28 条 参加者の遵守事項

- 28-1 参加者は明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保持しなければならない。
- 28-2 参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従わなければならない。
- 28-3 参加者は主催者、大会後援者、大会審査委員会及び大会役員の名譽を傷つける行動をしてはならない。
- 28-4 チーム代表者は自身の行動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ヘルパーなど全員の行動についても責任を持たなければならない。
- 28-5 参加者は、ピット内に保管するガソリンの管理に責任を持たなければならない。

第 29 条 ブリーフィング

- 29-1 すべてのライダーはブリーフィングへの参加が義務付けられる。
- 29-2 ブリーフィングは対面形式とオンライン形式の2つの形式で実施され、いずれにも参加しなければならない。
- 29-3 ブリーフィングに出席が確認されなかった場合、罰則が科せられる場合がある。止むなく欠席する場合は、事前に書面にて申請し、競技監督の許可を受けなければならない。ブリーフィングのスケジュールは、タイムスケジュールまたは公式通知より公示される。

第 30 条 公式予選

- 30-1 第 1 ライダー・第 2 ライダーが公式予選を行う。公式通知にて指定された走行枠でのみ走行することができる。
- 30-2 第 3 ～第 5 ライダーは、指定されたフリー走行枠内で走行するものとし、出走は義務付けない。また、そのラップタイムは予選タイムに採択されない。
- 30-3 公式予選において走行中のライダーは、常にタイム計測が行われる。
- 30-4 公式予選に出走するライダーは、公式通知によって公示された公式予選開始時間 10 分前までに、各指定ピットで待機し、競技役員によるライダー確認を受けなければ、公式予選に出走できない。
- 30-5 7 時間決勝レース予選不通過のチームには、20,000 円分の場内利用金券が進呈される。

第 31 条 7 時間決勝レースの選抜方法

- 31-1 7 時間決勝レースへの出場台数は、最大 77 台から下記 (1)、2) の台数を減じた台数を公式予選により選抜する。
 - 1) 第 33 条にて規定されるシード権を行使した最大 10 台。
 - 2) 主催者が招待した最大 5 台。
- 31-2 参加受付終了後のクラス別構成比率を求め、同じクラス別構成比となるように按分し、決勝レース選抜の規定台数(上記 31-1 による)を決定する。小数点以下の台数が発生した場合、一旦切り捨ててにてクラス別選抜台数を決定し、その上で、31-1 で規定された台数に満たない場合は、小数点以下の台数の多いクラスから順に 31-1 で規定された台数に達するまで配分する。決定されたクラス別選抜台数は、参加受付後に大会事務局より公示される。最終的な各クラスの選抜台数は主催者にて決定される。全ての予選結果、並びに決勝レース出場者の選抜に対する最終判断は、大会審査委員会に委ねられる。

第 32 条 グリッドの決定方法

- 32-1 主催者により招待されたチーム以外は、公式予選で、第 1 ライダー、第 2 ライダーが記録したそれぞれの最高ラップタイムを合算し、総合ラップタイム順に最大 77 番手までの決勝のグリッドが決定される。
- 32-2 主催者により招待されたチームについては、公式予選の最高ラップタイム順に前項 32-1 の後方へ配列される。
- 32-3 同一タイムの場合、第 1 ライダーの計測結果の最高ラップタイム順とする。また、第 1 ライダー、第 2 ライダーのいずれかのライダーが出走しないもしくは公式予選でタイム計測できなかったチームが複数発生した場合、計測を記録したライダー 1 名のタイム順とする。
- 32-4 グリッド順の最終判断は大会審査委員会に委ねられる。

第 33 条 NEO STANDARD シード権について

- 33-1 「7 時間決勝レース」へ申込みしたチームで、もてぎロードレース選手権大会特別規則 NEO STANDARD クラス特別規則および本規則に拠りシード権を得ているチームは、「7 時間決勝レース」出場できる。

33-2 シード権を行使する者は、第 9 条参加申し込みに従い参加申し込みをし「シード権行使申請書」を申込み期間内に大会事務局へ提出したものに限る。

33-3 出場クラスは以下の通りとする。

もてぎロードレースクラス	もて耐クラス
NEO STANDARD Ninja	⇒ NST-Ninja
NEO STANDARD CBR	⇒ NST-CBR
NEO STANDARD R25	⇒ NST-R25
NEO STANDARD G310R	⇒ NST-G310R
NEO STANDARD VTR	⇒ NST-VTR

第 7 章 決勝スタート

第 34 条 スタート前チェック

タイムスケジュールに従って、決勝レース出場者は、車検場にて、必ずスタート前チェックを受けなければならない。チェックを受けるものは、公式車検にて合格した車両とスタートライダーのヘルメットとする。車両は決勝レースが走行できる状態で持ち込むこと（転がし用タイヤの装着は禁止）。スタート前チェック以降は、車両をピットボックスに入れてはならない。

第 35 条 スタート前の遵守事項

ライダーは公式通知に示された時間までに所定の待機場所に集合し、車両と共に車検員のスタート前チェックを受けなければならない。定められた時刻までに集合せず、またスタート前チェックを受けなかったライダーおよび車両はコースインできない。コースインは全て車検員の許可と、進行員の指示誘導にしたがって行わなければならない。

第 36 条 スタート方法

36-1 決勝レースのスタート方法は、ル・マン式とする。ただし、決勝出走台数が 41 台以上の場合、スタグガードスタートを併用する。

36-2 スタートライダーは、各チームがライダーの経験・技量等を熟慮し、チーム内で一番安全にスタートできるライダーを選出すること。

36-3 ライダーの走行順序は問わない。

36-4 反則スタートに対しては、次の通り罰則を科すものとする。

1) ジャンプスタート……………ライドスルーペナルティ

2) ピットクルーの違反……………60 秒加算または失格

3) その他……………審査委員会による

36-5 サイティングラップおよびウォームアップラップに出走しないチームは罰則が科せられる。

36-6 スタート方法の詳細は、公式通知またはブリーフィングにて発表される。

36-7 コースの状況により、セーフティカー先導によるスタートになる場合がある。

第 8 章 燃料補給

第 37 条 レース中における燃料補給

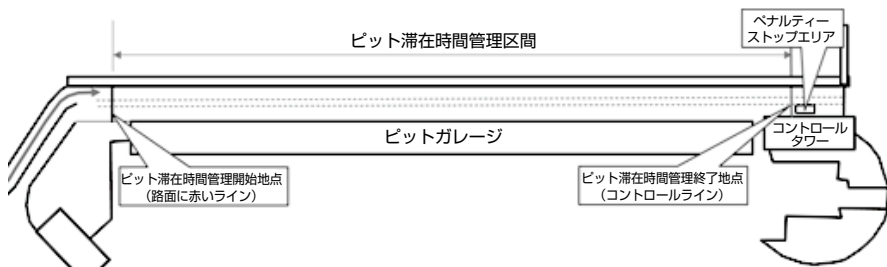
37-1 決勝レース中の燃料補給は、各自のピットボックス前のピット作業エリアにて行う。

- 37-2 決勝レース中の燃料給油時は、主催者の貸与する5リットルのガソリン携行缶を給油装置として使用しなければならない。貸与された給油装置は冷却してはならず、ピット監視員に見えるところに常に置いておくこと。決勝レース終了後貸与前の状態を維持し返却しなければならない。
- 37-3 レース中において、車両の燃料補給の際、チーム代表者は必ずピット監視員にその旨を報告し、その了解を得なければならない。
- 37-4 燃料補給中は必ずエンジンを停止すること。
- 37-5 燃料補給中ピット要員1名は必ず消火器を持って作業中待機していなければならない。こぼれた燃料、オイル等は必ず拭きとらなければならない。消火器を持って作業中待機する要員は、チーム代表者、ライダー、ピットクルーのいずれか1名により代行してもよいものとする。
※ヘルパーは不可。
- 37-6 燃料補給は、車両がスタンドによって完全に支持された状況の下で行わなければならない（スタンドの構造・支持方法は問わない）。また、燃料補給中はそれ以外のすべての作業は禁止される（スクリーン清掃・ホイールのマーク合わせ等も含む）。燃料補給中、ライダーはマシンに乗車してはならない。
※燃料補給作業とは、燃料タンクの蓋を外し、給油装置を燃料タンクに接続し、燃料補給を完了し、燃料タンクの蓋を閉めるまでの作業をいう。
- 1) 1度のピットインでの燃料補給量は5リットル以下とする。5リットルは、主催者が貸与する給油装置を使用して1回で給油できる量とする。
上記、燃料補給量5リットル以下とは、給油装置を指定された地面にエア抜きバルブを開放し、水平に置き、樹脂製ノズル内（下記補足写真参照）に燃料が無い状態とする。「ノズル部分（根元から先端までの全ての範囲）」には、ガソリンを入れないこと
※ノズル部分にガソリン油面が見えてはならない。



- 2) 燃料補給を伴うピット作業を行う場合、下図のピット滞在時間管理区域内において、クラス毎に下表の時間以上滞在しなければならない。

ピット滞在最低時間	
4分間	Brave・WT・NST-Ninja
3分間	NST-R25・NST-CBR・WS
2分間	NST-G310R・NST-ZX・NST-VTR・AT・AS



- 3) 燃料補給に携わるピットクルー全員は、化繊素材の服およびサンダルを着用は禁止とする。服装は、長袖・長ズボン（素材は綿100%などの難燃素材）を着用すること。服装に違反がある場合、罰則の対象になる場合がある。また顔面保護のためゴーグルまたはシールド付きのヘルメットを装着することを強く推奨する。
- ※決勝レーススタート前の燃料補給量の制限は行わない。

第9章 走行中の遵守事項

第38条 走行中の遵守事項

- 38-1 走行中、ライダーは必ず右腕上部にライダー章を着用しなければならない。
- 第1ライダー…赤色 ○第4ライダー…白色
○第2ライダー…黄色 ○第5ライダー…桃色
○第3ライダー…緑色
- 38-2 いかなる場合もトラック上・ピットレーン上を逆方向に走行してはならない。
- 38-3 走行中、必要以上にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離したり、外につき出したりするような危険な姿勢をとってはならない。
- 38-4 走行中、車両はそれ自身が持つ動力、およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走行したり、加速したりしてはならない。
- 38-5 走行中他の人の援助を一切受けてはならない。他の人による援助とは、決められた位置についている担当のピットクルーおよび業務執行中の競技役員以外の者が車両に触れることをいう。
- 38-6 走行中、車両にいかなる者も同乗させてはならない。
- 38-7 事故または車両故障等でコース途中よりピットまで車両を押して戻す場合は、競技役員の指示に従わなければならない。

第39条 妨害行為

- 39-1 競技中ライダーは故意に他の車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為を行ってはならない。
- 39-2 メインストレート、ダウンヒルストレート等トラック上のストレート部分では、追越す目的の場合を除いて、走行車線の進路変更をしてはならない。
- 39-3 上記39-1・39-2の違反判定に対する抗議は受付られず、違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったライダーは失格とされる。

第40条 停止

- 40-1 コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車両をコースの脇に寄せ、他のライダーの邪魔にならないようにしなければならない。
- 40-2 コース内で、車両をコースの進行方向と逆に押したり、引いたりして車両を移動してはならない。ただし、競技役員の指示のある場合はこの限りではない。

第 41 条 救済措置

- 41-1 決勝レース時に車両が停止した場合、競技役員による援助や、レッカー車によって車両をパークフェルメまで運ぶ、救済措置をとることがある。この救済措置を受けることによって罰則を受けることはない。救済措置の時間は、レース修了時間の 30 分前までとする。
- (1) セーフティーゾーンからの脱出
- (2) レッカー車によるパークフェルメまでの救済。
- 41-2 パークフェルメまで運ばれた車両は、ライダーまたはピットクルーによって自己のピット前の停車区域まで移動しなければならない。
- 41-3 救済の方法、および救済に要する時間等の抗議は一切受けられない。

第 42 条 リタイア

- 42-1 事故または車両故障などの理由でリタイアする場合は、速やかにピット審判員に報告し、用意してある用紙によってリタイア届けを提出しなければならない。
- 42-2 リタイア届けを提出した車両で、ピット審判員からそのレースに支障がない地点まで車両を移動させることを指示された場合は、これに従わなければならない。
- 42-3 決勝レース中にピットボックス内に車両を入れた時にはリタイアとする。

第 43 条 負傷時の医務室受診義務

負傷した際は、必ずサーキット内メディカルセンターにて診断を受けなければならない。
受診していない場合、共済会の適用から除外される場合がある。

●負傷時の指定病院

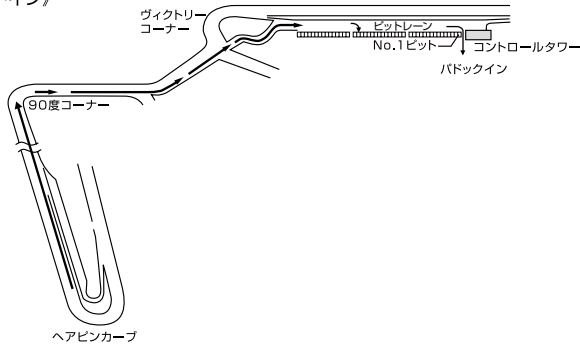
- | | |
|---|--|
| (1) 芳賀赤十字病院
栃木県真岡市中郷 271
TEL:0285-82-2195 | (4) 自治医科大学付属病院
栃木県下野市薬師寺 3311-1
TEL:0285-44-2111 |
| (2) 済生会宇都宮病院
栃木県下宇都宮市竹林町 911-1
TEL:028-626-5500 | (5) 水戸済生会総合病院
茨城県水戸市双葉台 3-3-10
TEL:029-254-5151 |
| (3) 獨協医科大学病院
栃木県下都賀郡壬生町北小林 880
TEL:0282-86-1111 | (6) 水戸医療センター
茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280
TEL:029-240-7711 |

第 44 条 ピットインおよびピットアウト

- 44-1 大会期間中を通じてピットレーンの速度制限は 60km/h 以下とする。違反した場合は罰則を科す場合がある。

44-2 ピットインする車両は、ヘアピンコーナーを通過してから、コース右側に車両を寄せ、安全を確認してから、ピットレーンに進入しなければならない。このピットレーンおよび減速地域は 60km/h 規制に従い走行しなければならない、また、けっして補助区域、停車区域を横切る目的以外で走行してはならない。

《フルコースピットイン》



44-3 ピットボックス前の部分（ピットレーン）は次の 3 つに区分される。

①ピット走行レーン

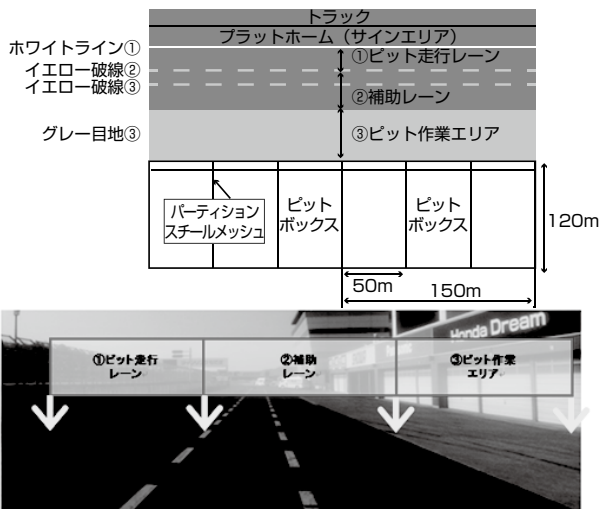
シグナリング・プラットホーム（ホワイトライン①）とイエロー破線②の間の部分。ピットインおよびピットアウト専用の区域

②補助レーン

イエロー破線②とグレー目地③の間の部分。ピット走行レーンからピット作業エリアへ移動する時（あるいはその逆）に通過する区域。

③ピット作業エリア

グレー目地③とピットボックス壁までの部分。ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域。

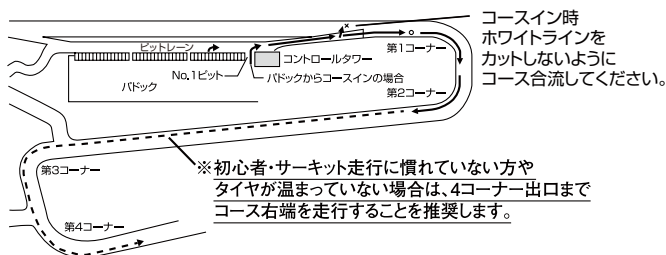


44-4 ピットレーン出口(フラッグ台下) シグナルライトについて。

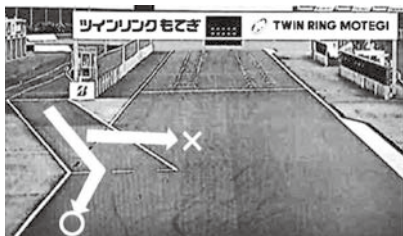
- 1) スポーツ走行、予選、決勝を通じて「レッドライト」が点灯しているときは、コースインしてはならず、「グリーンライト」が点灯しているときのみ、コースインすることができる。また、走行中はいずれかの時点で「ブルーライト」の点滅に切り替わる。ブルーライトが点滅している時は、コースインは可能だが、すでにコース上を走行している車両があることを示しているため、注意してコースインしなければならない。
- 2) コースインは、走行車両との合流に対し、最大限の注意を払い、各自の責任において行わなければならない。

44-5 ピットアウトしてコースインするライダーは、第2コーナーを通過するまで、コース右側ラインに沿って走行しなければならない、その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。

《図1 フルコース コースイン》



《図2 ホワイトライン詳細図》



第 45 条 ピットストップ

走行中、ピットボックスの中(シャッターより内側)、にマシンを入れた場合や閉めた場合(シャッターを降ろした場合)、予選中は走行終了、決勝においては、リタイアしたものと判定される。この決勝とはスタート前チェックが終了した時点からのことを言う。

第 46 条 レース中のピット作業

- 46-1 ピット作業とは、工具や部品等で車両に対して手を加えること、燃料補給またはライダーの乗降行為を言う。ピット作業が許されるピット作業エリアは下図とする。



- 46-2 競技中の車両がピットインしたとき、当該車両のピットクルーは自己のピット前のピット作業エリアに出て作業することができる。ピット作業の場合を除いてピット作業エリアに出ること、部品や工具をピット作業エリアに置くことは禁止される。
- 46-3 決勝レース中の修理および燃料補給をする者は、その車両に登録されたライダーまたはピットクルーとする。
- 46-4 ピットレーン、ピットサインエリアでの力カートの覆われていない履物の使用は禁止される。

第 47 条 レース中の車両修理

- 47-1 決勝レースおよび公式予選中の車両の修理、調整、部品交換などは、競技車両に積み込んである部品と工具、あるいはピットに準備してある部品と工具によって行わなければならない。また、ピット作業では、電動工具（扇風機含む）、タイヤウォーマーおよびエアツール（エアガン／エアゲージは除く）を使用してはならない。また、ピットボックス内での作業は禁止とする。
- 47-2 フレーム、クランクケース、ギヤボックスケース以外の全ての部品を交換することができる。
- 47-3 ピット以外の地点で停車した車両に対して、その車両に積み込んであるものの以外の部品、工具による修理、調整、部品交換を行うこと、および当該競技車両のライダー以外がそれらの作業にあたることは厳重に禁止される。
- 47-4 ピット以外の地点で 同条 47-3 の作業を行うときは、他の車両の、走行の支障にならない場所に停車しなければならない。
- 47-5 競技中の車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。ただし、競技役員が保安目的で車両を移動させたり処置する場合、当該車両のライダーとピットクルーが救済措置のため運ばれてきた車両を自己のピット前まで運ぶ場合、および自己のピットを通り越した車両を停車区域内に押し戻す場合はこの限りではない。
- 47-6 転倒等で車両にトラブルが発生して救済された車両は、再スタートに際し車検員による検査を受けなければならない。

第 48 条 ビットサイン

- 48-1 ビットサインは指名登録されたピットクルーとライダー（ヘルパーを除く）が、指定の腕章を着け、ピットサインエリアまで出てサインを送ることができる。
- 48-2 ビットサインエリアには、1 チーム 4 名（ヘルパーを除く）まで入りピットサインをだすことができる。
- 48-3 ビットサインエリアまで出入りする際にはピットインおよびピットアウトする車両に充分注意するとともに、車両の通行を妨げてはならない。
- 48-4 レースのスタート時には、ピットサインエリア内の立ち入りは禁止とする。
- 48-5 無線機、携帯電話等の使用は禁止される。

第 49 条 決勝時のライダー交替

- 49-1 登録されたライダーの内、最低 3 名は必ず 1 回は走行しなければならない。なお、走行するライダーの順番は、規定しない。
- 49-2 ライダー交換する時は、エンジンを停止しなければならない。
- 49-3 燃料補給時は必ずライダーを交替しなければならない。
- 49-4 1 名のライダーが連続して走行できる時間は 90 分以内とする。
- 49-5 走行した後には引き続いて 30 分以上の休憩をとらなければならない。
- 49-6 国際ライセンスライダーは、チームとして最大 3 回までの走行に限られる（登録人数に関わらず）。国際ライセンスライダーが連続して走行できる時間は 60 分以内とする。
- 49-7 チーム代表者はライダー交替をすみやかにピット審判員に届けなければならない。
- 49-8 救済措置を受け、再スタートの際にライダー交替する場合は、その旨を、ピット審判員に届けなければならない。

第 50 条 抗 議

- 50-1 正式に参加受理されたチーム監督のみ抗議することができる。車両または車両検査に対する抗議は、直ちにその意思を車検委員に伝えること。
- 50-2 暫定結果に対する抗議は暫定結果発表後 30 分以内に限り受けられる。
- 50-3 車両に関する抗議はレース終了後 30 分以内に限り受けられる。
- 50-4 競技役員の判定に対する抗議は受けられない。
- 50-5 抗議しようとするときは、抗議対象事実発生後すみやかに、定められた手続きによって大会事務局に申し入れをしなければならない。抗議手続きは、大会事務局に備え付けの抗議申し立て書に記載し、1 件につき、抗議保証金 10,000 円、ガソリンに関する抗議保証金は、100,000 円をそえて大会事務局に提出しなければならない。
- 50-6 正式な手続きを踏んで提出された抗議申し立て書だけが受けられ、大会審査委員会において審議される。
- 50-7 大会審査委員会は、必要と認めた場合、証人をたて、その証言を求め、十分実情を調査したうえで裁定を下す。
- 50-8 大会審査委員会が下した裁定に対しては一切抗議することはできない。
- 50-9 抗議が成立した場合のみ抗議保証金が返還される。
- 50-10 上記各項に定める以外については、MFJ 国内競技規則 MFJ 裁定規則 競技会における大会審査委員会への抗議の定めにも則る。

第 10 章 競技の一時中立化

第 51 条 フルコースコースション（競技の一時中立化）

事故発生時に競技監督の判断によって、セーフティーカーが介入してレースを一時中立化し、スロー走行で先導し、その間に事故処理を行う方法。

51-1 競技監督の決定により、レースを一時中立化するためにセーフティーカーが使用される場合がある。セーフティーカーとは、オレンジライトを装備し、車両の後部に「SAFETY CAR」（以下セーフティーカー）と書かれた車両のことを言う。

51-2 セーフティーカー導入の手順は以下のとおりとする。

セーフティーカーを導入する場合の詳細は、各大会の特別規則または公式通知によって示される。セーフティーカーは、ライダーまたはオフィシャルが危険な状況であるがレースを中断するほどではない場合に使用される。

1) セーフティーカー導入手順

① 競技監督がセーフティーカー導入を決定したら、直ちに全てのフラッグマーシャルポストから黄旗振動と「SC」と書かれた白いボード（以下 SC ボード）が提示され、セーフティーカーの活動が終了するまで保持される。

② セーフティーカーはオレンジの回転灯を点灯し、ピットレーンよりコースインするセーフティーカーは先頭車両の位置に関係なくトラック上に合流する。

③ セーフティーカーが導入中も周回数はカウントされる。

④ 全ての競技車両はセーフティーカーを先頭に一列に整列し、それぞれ車両 5 台（10m）程度以内の車間距離を保持して走行を続けなければならない。この時、競技車両同士およびセーフティーカーの追い越しは、以下の場合の例外時を除き禁止される。

（例外）

・セーフティーカーから合図を受けた場合。

・前方を走行する車両がトラブル等で隊列について行けず、そのライダーから合図を受けた場合（トラブル等により隊列について行けなくなったライダーは、走行ラインを外し、後続車に合図しなければならない）。

⑤ セーフティーカーは事故処理が終了し、なおかつレースの先頭車両が、セーフティーカーの直後につき、残りの車両がさらにその後方に整列するまで走行を続ける。

⑥ 競技監督からの指示に基づき、セーフティーカーから先頭車両との間にいる車両に対して、グリーンライトを使ってセーフティーカーの前に出よう合図する。これらの車両は最大の注意をもって走行し、他の車両を追い越さず走行を続け、再度セーフティーカー後方の車列につく。

⑦ 特定の状況下では、競技監督はセーフティーカーにピットレーンを使用することを要請できる。この場合、セーフティーカーはオレンジライトが点灯していることを条件として、全車はセーフティーカー後方に続いて追い越しをすることなくピットレーンに進まなければならない。この状況にてピットレーンに入った車両は自己のガレージエリアに停車することができる。

⑧ セーフティーカー後方に一旦先頭ライダーがついた後、先頭ライダーがピットインした場合、先頭ライダーの次に位置するライダーをリーダーと見なし、そのままの隊列で周回を継続する。

【セーフティーカー導入中のピットイン・アウト】

- ⑨セーフティーカー導入の間にピットインすることは許可される。セーフティーカー導入中にピットアウトする場合は、ピットレーン出口にあるグリーンライトが点灯されている間のみ許可される。

それ以外はレッドライトによりピットレーン出口は閉鎖される。ピットアウトできなかった車両は、次のグリーンライト点灯まで待たなければならない。

2) 競技再開手順

- ①競技監督が次のコントロールラインまたはスタートラインからのレース再開を決定したら、セーフティーカーはオレンジライトを消灯する。この時点で、セーフティーカー後方に並ぶ先頭車両が走行ペースを決定することができる。
- ②セーフティーカーはその週の終了時点でピットレーンに入る。
- ③セーフティーカーがピットレーンに進入すると同時に、全てのフラッグマーシャルポストから黄旗振動と SC ボードは一斉に撤去される。
- ④競技再開はシグナルブリッジにグリーンライトが点灯されることで合図され、同時にメインフラッグマーシャルポストのみグリーンフラッグが振動提示される。ただし、各車両は、コントロールラインまたはスタートライン（ピットレーン含む）を通過するまでは、追い越しはできない。

【セーフティーカー先導によるレース終了】

セーフティーカー導入中にレースが終了した場合、セーフティーカー先導のまま全車チェッカーフラッグを受けるものとする。

第 52 条 レースの中断

- 52-1 やむを得ない事情により、レースの続行が危険と判断された場合、競技監督は大会審査委員会の指示または同意を得て走行中の全競技車両をただちに停止させることができる。ただし、緊急の場合は競技監督の判断で停止あるいは、必要な処置をすることもある。
- 52-2 全車停止の命令は、全ポストで赤旗を提示すること、またはレッドシグナルの点灯、またはその両方の併用によって合図される。
- 52-3 競技中断の合図と同時に、走行中のライダーは、直ちに停止できる速度で最大限の慎重さと注意をもって進み、指定の車両保管場所に停止しなければならない(下記参照)。また、中断の合図が出された時点でピットレーンを走行中のライダーは、ピットインしていたものとする。その場合に以下の事項を了解しているものとする。
- 1) 競技車両およびオフィシャル車両がトラック上にあるかもしれないこと。
 - 2) トラック上は完全に閉鎖されているかもしれないこと。
 - 3) 天候の状態から、レース速度での走行は不可能になっているかもしれないこと。
 - 4) 車両がピットレーンに入ることができないかもしれないこと。

52-4 競技中断の手順

競技中断の手順は競技中断の合図が出される前に、スタート時刻からの経過時間または、先頭車両および先頭車両と同一周回を走行する全ての車両が何周終了していたかによって異なる。

ケース A：先頭車両および先頭車両と同一周回数を走行する全ての車両が 3 周を完走していなかった場合、車両はパークフェルメに停車すること。パークフェルメに停止した車両のもとへ、1 台につき 1 名のピットクルーが出向き、スタンドなどで保持することが許される。

ケース B：先頭車両および先頭車両と同一周回数を走行する全ての車両が 3 周以上を完了し、当初のレース時間の 2/3 未満（小数点以下は切り捨て）の経過時間であった場合は、車両はパークフェルメに停車すること。パークフェルメに停止した車両のもとへ、1 台につき 1 名のピットクルーが出向き、スタンドなどで保持することが許される。

ケース C：当初のレース時間の 2/3 以上（小数点以下は切り捨て）経過している場合は、車両は事前に公示されたレース終了後の車両保管場所に停車すること。また、レースは、競技が中断される前の周回をもって終了したものとみなされる。

52-5 中断された競技の再開

危険な状態が解消した場合、競技監督は大会審査委員会の同意を得てレースを再開することができる。

ケース A：

- 1) 最初のスタートは無効とみなされる。
- 2) 最初のグリッド表に記載されている車両は、全車再び元のグリッドよりスタートすることができる。
- 3) 車両に対する作業

競技中断の合図が出された時点で、ピット作業中の車両は合図が出された以降も引き続いて全ての作業を継続することができる。競技役員の指示によりメインストレート上のセーフティーカー後方のグリッドに着いた時点から、グリッド上にてピット作業を行うことができる。ただし、以下の作業は禁止される。

- ・燃料補給
- ・タイヤ交換（競技監督が認めた場合を除く）

ケース B：

- 1) 競技は 2 つのパートに分けられたとみなされ、順位は第 1 / 第 2 パートでの周回数を合算し、同一周回数の場合は第 2 パートの順位に基づき決定される。
- 2) 第 1 パート（すでに行われたレースの部分）の順位は、競技中断の合図が出された周回（計時記録のある）の直前の周回終了時点の順とする。この場合主催者は前のパートのレース結果、次のパートのレース時間、チェッカー時刻並びにスターティンググリッドを公示する。
- 3) 第 2 パートのグリッドは、第 1 パート終了時の車両の順位により配列されたグリッドとする。
- 4) 競技が中断された時に公式にリタイヤしていない車両だけが再スタートの資格を有する。

5) 車両に対する作業

競技中断の合図が出された時点で、ピット作業中の車両は合図が出された以降も引き続き全ての作業を継続することができる。規定により、再スタートが許される車両の内、パークフェルメに停車中の車両は、第 2 パートのグリッド表が発表され、競技役員の指示によりメインストレート上のセーフティーカー後方のグリッドに着いた時点から、グリッド上にてピット作業を行うことができる。

ただし以下の作業は禁止される。

- ・燃料補給
- ・タイヤ交換（競技監督が認めた場合を除く）

52-6 中断された競技の再開手順

ケース A・ケース B いずれの場合においても、再スタート方法は、セーフティーカー先導によるローリングスタートとする。その手順は以下の通りとする。

- 1) 競技監督は競技再開時間を決定しピット放送並びに公式通知にて公示する。パークフェルメに停車していた車両は、決定された競技再開時間の 15 分前より第 2 パートのグリッドへの移動が手押しにて開始される。自己のピット前で作業を行っていた車両は、グリッドへの移動は許可されない。
- 2) パークフェルメに停車していた車両は、スタート 5 分前までに、グリッドへの移動を完了しなければならず、それ以降は、自己のピット前にて作業を行っていた車両と共にピットスタートとなる。
- 3) スタート 5 分前の時点で、セーフティーカーの直後にて、5 分前ボードが提示され、セーフティーカーは黄色の回転等を点灯する。これ以降、通常のスタート進行同様の進行がなされ、メインフラッグ台にてイエローフラッグが振動提示された後、隊列はセーフティーカーの先導により走行を開始する。
- 4) ピットスタートの車両は、セーフティーカー先導の隊列の最後尾がピットレーン出口を通過後、ピットレーン出口の信号機の指示によりレースに復帰することができる。
- 5) 走行開始後は、本規則第 42 条に規定されるフルコースコーション状態とみなす。
- 6) フルコースコーション状態の解除は、本規則第 45 条に準拠し、メインフラッグ台から、グリーンフラッグが振動表示され、シグナルブリッジにグリーンランプが点灯される。各自が、コントロールラインを通過した時点でフルコースコーションは解除され、レース状態に戻る。コントロールラインを通過するまでは、追い越しは厳禁とされる。
- 7) セーフティーカー先導による走行再開時、再開 1 周目より周回数としてカウントされる。

52-7 公式予選の中断

公式予選中に競技中断の合図がなされた場合、合図提示から再開までの時間はロスタイムとして扱われる。また公式予選の再開は、ピットレーンよりスタート審判員の指示に従ってコースインするものとする。

第 11 章 レース終了と順位認定

第 53 条 レース終了

53-1 決勝レースはスタート後、以下の時間が経過した時点あるいは公式通知にて示された終了時刻の時点の先頭車両に対し、チェッカーフラッグが振られる。

7 時間決勝レース 7 時間

3 時間決勝レース 3 時間

53-2 チェッカーフラッグは 6 分間表示される。

53-3 万一、チェッカーフラッグが不注意その他の理由によりレーススタート後、前項 53-1 の時間が経過する前に表示された場合でも、レースはその時点で終了したものとみなされる。

53-4 また、チェッカーフラッグが不注意によって遅れて表示された場合には、最終順位はレーススタートから前項 53-1 の時間が経過した時点における順位に従って決定される。

53-5 チェッカーを受けるためのコース上ストップや極端なスロー走行は禁止する。

第 54 条 順位および完走の認定

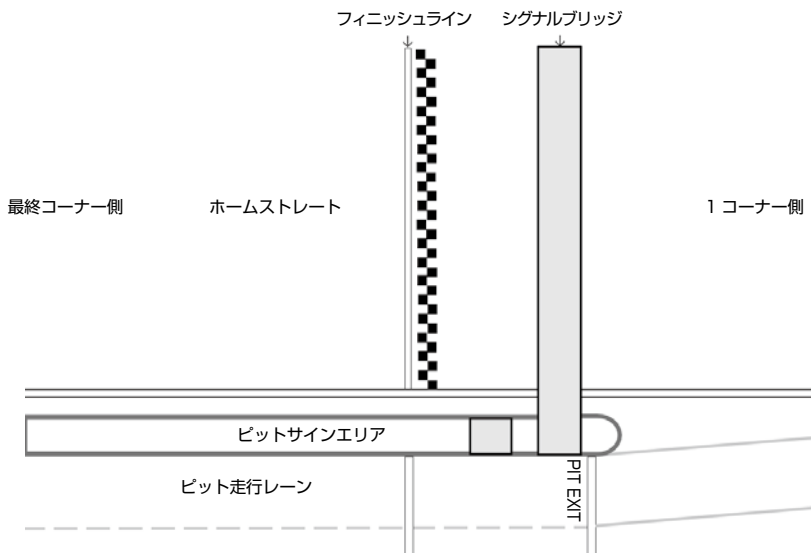
54-1 順位認定は、コントロールライン上(ピットレーン上も含むフィニッシュライン)でチェッカーを受けて最終周回を完了したチームに対して優先的に与えられる。

54-2 順位は、レース終了時の周回数の多いチームから決定される。同一周回数の場合は、フィニッシュライン(ピットレーン上も含む) 通過順位によるものとする。

54-3 優勝チームの走行した周回数の 50%以上を走行したチームは、完走として認定される。

54-4 ピットレーン上にもフィニッシュラインは存在するものとし、そのフィニッシュラインを通過することによりチェッカーフラッグを受けることができる。

※ピットレーン上のフィニッシュラインは、コース上のライン延長線上とする。



54-5 ピットレーンでチェッカーを受ける場合については、以下の規定を遵守すること。

- 1) 乗車しているライダーは正規に登録されたライダーであること。
- 2) ライダーは車検に合格した装備を完全に装着していること。

54-6 チェッカーを受けられなかったチームの内、完走認定されたチームは、チェッカーを受けたチームの後に順位付けされる。

第 55 条 レース終了後のパドックインと暫定表彰

55-1 レース終了後の手順は次のように行う。

- 1) チェッカーと同時にマーシャルカーがコースインする。
- 2) チェッカーを受けたライダーは徐行し、コースを 1 周する。
- 3) チェッカーを受けた全ての競技車両は、マーシャルカーの先導でコースを走行し、指定された場所で停車する。

55-2 上位 1 位～3 位の全ライダーは、表彰ステージでの仮表彰式に速やかに出席しなければならない。

55-3 チェッカーフラッグが提示された時点で、ピットインしていた車両の出走は禁止される。

第 56 条 入賞車両の車両保管および再車検

56-1 レース終了後、完走したすべての車両は、車両保管解除の許可ができるまでパークフェルメまたは、指定された場所にて保管される。

56-2 保管車両で、必要に応じ分解検査を行う場合は、その該当車両のライダーもしくは登録されたピットクルーが分解しなければならない。

56-3 再車検により規定違反があった場合は失格とする。

56-4 車両保管解除発表後、競技役員は保管車両の責任は一切負わない。出場者は車両保管解除と同時に保管車両を速やかに引き取らなければならない。

第 12 章 レース延期および中止

第 57 条 レースの延期および中止

57-1 大会審査委員会は、特別な事情が生じた場合、大会を延期あるいは中止することができる。

57-2 大会審査委員会の決定に対して全ての関係者は従わなければならない。

57-3 大会の中止と参加料等の返却は、次の表のとおりとする。参加者は、その他一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

事 例	出 場 料	共済会掛金
予選が 1 回も行われず中止	選手受付した全員に返却する	共済会の適用となる練習走行が行われていなければ返却する
予選は行われ、決勝グリッド発表後中止	決勝進出者のみ返却する	返却しない
決勝レースが行われたのち中止	返却しない	返却しない

57-4 大会が延期になった場合、参加者が支払った参加料については、公式通知あるいは他の方法にて示す。

第 13 章 賞 典

第 58 条 賞 典

58-1 賞典は下表の通りとする。

《7 時間決勝レース》

対 象	正 賞	賞 金
優 勝	トロフィー	150,000 円
2 位	//	50,000 円
3 位	//	30,000 円
4 位	//	20,000 円
5 位	//	20,000 円
6 位	//	20,000 円
クラス別最多周回数	//	20,000 円

《3 時間決勝レース》

対 象	賞 典
優 勝	トロフィー・副賞
2 位	トロフィー・副賞
3 位	トロフィー・副賞
クラス別最多周回数賞	トロフィー

58-2 仮表彰式に出席しなかった場合は正賞副賞ともに受賞の権利を放棄したものとみなされる。

58-3 決勝レース終了後一週間以内に賞金振込先を申請すること。期限内に申請されない場合は賞金受け取りの権利を放棄したものとす。

第 59 条 特別賞

7 時間決勝レースの特別賞は、以下の通りとする。また、特別賞が追加される場合は、公式通知にて公示される。

各賞毎に正賞としてトロフィーが贈呈される。

特別賞名	対象・内容
クラス別最多周回数賞	決勝に出場した各クラスの完走車両の内、周回数が最多のチーム。同一周回数の車両が複数の場合、フィニッシュライン通過順位によるものとする。
ポールポジション賞	公式予選にてポールポジションを獲得したチーム。
ベストデザイン賞	決勝に出場した車両で、デザインが優れるなど綺麗に仕上げられた車両。(選考委員がグリッドを巡回します。是非 PR してください!)
最年少ライダー賞	決勝に出場した完走チームの中で最年少のライダー。 ※出場申込書に記載された年齢および生年月日で決定する。
アンダー 30 賞	決勝に出場した完走チームの中で、全登録ライダーの平均年齢が 30 歳以下で最上位のチーム。 ※出場申込書に記載された年齢および生年月日で決定する。
メディア対抗賞	媒体名がチーム名の中に入った最上位のチーム
Women賞	決勝に出場した完走チームの中の女性で最も輝いていたライダー
遠くから優勝狙ってやってきました賞	決勝に出場したチームの中で、最も遠方からエントリーいただいたチーム

第 14 章 主催者の権限

第 60 条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 60-1 参加申し込み受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 60-2 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 60-3 参加受付後であっても、競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による診断を受けるよう、要求する場合がある。ライダーがこれを拒否した場合、また、診断の結果走行に適さないと判断された場合は、当該ライダーの指名登録を取り消す場合がある。この決定に対する抗議は認められない。
- 60-4 ゼッケンナンバーの指定、あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 60-5 やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの指名登録または変更について許可することができる。
- 60-6 すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版、広告に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- 60-7 5 チーム以内の範囲で決勝出場者を招待することができる。この件に際しての抗議は一切受けない。
- 60-8 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。

第 15 章 損害の補償・大会役員の責任

第 61 条 損害の補償

- 61-1 車両の破損
参加者は、車両が競技役員によって保管されている期間をのぞき車両およびその附属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。
- 61-2 損傷の責任
競技会開催期間中、またはその前後に起きたライダーおよびピットクルー、ヘルパーの損傷は自らが責任を負うものとする。

第 62 条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは主催者・大会役員・競技役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽すことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーおよび車両等の損害に対して、大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第 16 章 本特別規則の適用と補足

第 63 条 本特別規則の解釈

本特別規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する回答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第 64 条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。公式通知は、

- 1) 電子掲示板(情報ダウンロードページ)に掲載される。
 - 2) 参加代表者の住所に郵送される。
 - 3) 大会事務局に配布される。
 - 4) ライダーズブリーフィングで伝達される。
 - 5) ビットモニターでのテロップにて伝達される。
 - 6) 緊急の場合は場内放送で伝達される。
- 以上の方法によって参加者に通告される。

第 65 条 本特別規則の施行

本特別規則は、第 1 章第 1 条に示される競技会に適用されるもので、競技会の参加申し込み受付開始と同時に有効となる

第 17 章 車両・装備規定

第 66 条 出場車両

- 66-1 各クラス車両規定に規定する以外は、本規則第 70 条車両基本仕様に合致した車両でなければならない。
- 66-2 本規則第 67 条オープンクラス車両規定、第 68 条 Brave クラス車両規定、第 69 条 NEO STANDARD クラス車両規定に基づき、出場車両がクラスにより限定される。
- 66-3 参加車両の出場クラスは、参加申込みの際に申告すること。これに誤りがあった場合、ペナルティの対象となる。
- 66-4 車両には確実に作動するスタート装置が装着されていなくてはならない。また、ターボチャージャー、スーパーチャージャーなどの過給装置は許可されない。
- 66-5 スペアマシン(予備車両)を登録することはできない。
- 66-6 オープンクラスおよび Brave クラスにおいて、参加者がオリジナルのフレームを製作し使用する場合は、参加申込受付期間終了までに、大会事務局に「オリジナルフレーム使用申請書」を提出すること。事務局の判断にて出場を認めない場合もある。
- 66-7 オリジナルフレームとは、参加者自身が製作したフレーム、もしくは少量市販車および市販車のフレームの重要部分(メインフレーム・エンジンマウント・ピボット位置等)を加工したものを指す。オリジナルフレームの最終的な判断は、大会事務局が行う。

- 66-8 本条 66-6「オリジナルフレーム使用申請」がなされた場合、大会事務局は、その車両の属するクラスおよびハンディキャップを決定することができる。決定されたクラスおよびハンディキャップは参加受理書発送前に当該エントラントに通知され、参加受理書と共に公式通知にて公示される。また、公式予選の正式結果発表後、大会事務局が必要と認めた場合、決定されたクラスおよびハンディキャップを変更する場合がある。その場合、決勝グリッド表発表前に当該エントラントに通知され、公式通知にて公示される。

【ご案内】

安全面を考慮し、オリジナル制作フレームでの出場は 2023 年以降できません。

第 67 条 オープンクラス車両規定

以下の規定以外は、第 70 条基本仕様に準ずる。

67-1 出場車両

排気量 115cc 以上 250cc 以下の 4 ストローク・2 気筒以下の車両で、冷却方式、気筒数により以下に区分される。

冷却方式 クラス名	2 気筒		単気筒	
	水冷	空冷	水冷	空冷
	WT	AT	WS	AS

ホイールリムサイズは 16 インチ以上とし、ターボチャージャーなどの加給装置の取付けは許可されない。

MFJ 国内競技規則内「MFJ 公認制度」により、スポーツ専用市販車（レース専用車）として公認された車両および KTM Moto3GPR (M32) 並びに Honda NSF250R (MR03) のフレームもしくはエンジン、またはその双方を使用した車両は出場できない。（一般的にいう J-GP3・Moto3 車両は出場を認めない。）ただし、Honda CBR250R (MC41) レースベース車および CBR250RR レースベース車を除く。

67-2 最低重量

最低重量は定めない。

67-3 音量

第 70 条車両基本仕様に準ずる。

67-4 仕様

AS クラスに該当する出場車両は、シートカウルのテール部分を蛍光オレンジとし、後続車に見えるようにすること。また、ライダーは主催者が貸与するビブを着用しなければならない。

第 68 条 Brave クラス車両規定

以下の規定以外は、第 70 条車両基本仕様に準ずる。

68-1 出場車両

YAMAHA 製 WR250 のエンジン（式：G363）を使用し、WR250 のフレーム（型式：DG51J）以外を使用した車両および KTM 製エンジン【型式末尾 3 桁 770、771、774、777】を使用した車両。

排気量 250cc 以下の 4 ストローク以下の車両で、ホイールリムサイズは 16 インチ以上とし、ターボチャージャーなどの加給装置の取付けは許可されない。

MFJ 国内競技規則内「MFJ 公認制度」により、スポーツ専用市販車（レース専用車）として公認された車両および KTM Moto3GPR（M32）並びに Honda NSF250R（MR03）のフレームもしくはエンジン、またを使用した車両は出場できない。（一般的にいう J-GP3・Moto3 車両は出場を認めない。）ただし、Honda CBR250R（MC41）レースベース車および CBR250RR レースベース車を除く。

68-2 最低重量

最低重量は定めない。

68-3 音量

第 70 条車両基本仕様に準ずる。

68-4 仕様

第 70 条車両基本仕様に準ずる。

第 69 条 NEO STANDARD クラス車両規定

以下の規定以外は、第 70 条基本仕様に準ずる。

69-1 出場車両

下記のように、クラスにより使用車両が限定される。

クラス名	メーカー	車名	型式
NST-Ninja	Kawasaki	Ninja250R	EX250K / EX250L / EX250P
NST-CBR	Honda	CBR250R	JBK-MC41 (その他仕向地違いの車両も含む)
NST-R25	YAMAHA	YZF-R25	JBK-RG10J / 2BK-RG43J
NST-G310R	BMW	G310R	2BL - G31AA
NST-ZX	Kawasaki	Ninja ZX-25R	2BK-ZX250E
NST-VTR	Honda	VTR250	MC33 (SPADA等MC33より古い型式は認めらない)

69-2 最低重量

最低重量は定めない。

69-3 音量

第 70 条車両基本仕様に準ずる。

69-4 仕様

もてぎロードレース選手権特別規則 第 80 条 ST250（単気筒・2 気筒・4 気筒）クラス基本仕様の～4）仕様に準ずる。ただし、以下の項目は、適用除外もしくは変更とする。適用除外となる項目で、本規則第 70 条車両基本仕様にて規定される項目については、それに準ずるものとする。

～4) 仕様

- (1) レースのために変更、改造、チューニングが許可される部分
 - ⑤ エキゾーストパイプおよびシステム
(解説：これによりチタン製エキゾーストパイプの使用を認める)
 - ⑦ タイヤ、ホイール
(解説：これによりチタン、カーボンスターの使用を認める)
 - ⑫ 2次カバー
(解説：これにより2次カバーの取り付けを義務付けない)
- (2) 取り外すことができる部品
 - ③ タコメーター
(解説：これによりタコメーターの追加・変更を共に認める)
- (3) その他
 - ① チタン合金部品の使用は禁止される。
(解説：これにより規則範囲内でチタン合金の使用を認める)
 - ⑥ 買い取り制度
(解説：本規則の買取規定を適用)

第 70 条 車両基本仕様

以下に規定する基本仕様はロードレース競技を行う上で必要とされる基本規則であり、モビリティリゾートもてぎにて開催される特別規則により指定されたクラスの全ての車両に適用される。カテゴリー別に必要とされる詳細な仕様に関しては、各カテゴリー別仕様が適用される。

70-1 排気量の算出方法

- 1) 排気量は、シリンダーの容積を測定するのに用いられる幾何学公式に従って計算される。すなわち直径はボアによって表され、高さはピストンがその最上部から最下部まで移動するのに占めるスペースで表される。
- 2) 公式
$$\text{総排気量} = (D^2 \times 3.1416 \times C \div 4) \times \text{気筒数}$$

D= ボア C= ストローク 単位=cm
少数点以下 4 桁で切り捨て
- 3) 測定の際には、ボアに 1/10mm までの許容誤差が認められる。この許容誤差を考慮しても排気量が当該クラスのリミットを越える場合、エンジンが冷めた状態で再測定が 1/100mm のリミットまで行われる。
- 4) シリンダーのボアが真円でない場合、断面積を測定し、計算することとする。

70-2 材質

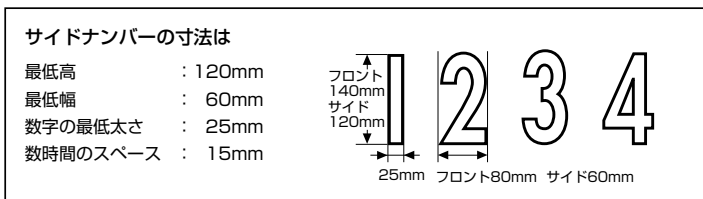
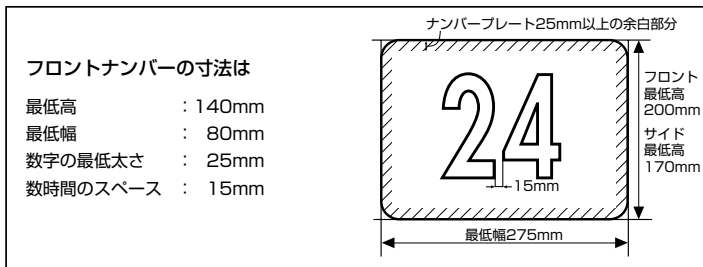
フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム、スピンドル、およびホイールスピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。チタニウム合金製のナットとボルトの使用は許可される。

70-3 フレームの定義

- 1) フレームとは、エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリヤサスペンションの取り付け部分を含む構造全体をいう。
- 2) シートを取り付けるためのサブフレームは、フレーム本体に溶接されている場合はフレームとみなし、ボルトオン（脱着可能）のものはフレームとみなさない。

70-4 ナンバープレート

- 1) ナンバープレートは長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法は 275mm × 200mm とする。
- 2) プレートは平面から 50mm 以上カーブ（突出）していてはならない。また、カバーされたり曲げたりされてはならない。
- 3) 1 枚のプレートがフロントに、垂直面から後方に向かって 30° 以内の角度で傾斜して固定されなければならない。他の 2 枚はモーターサイクルの両側に、外に向かって垂直に固定されなくてはならない。
- 4) ナンバープレートははっきりと見えるように装着され、モーターサイクルのいかなる部分、またはライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてしまわないようにしなければならない。
- 5) ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない。
- 6) 別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディーまたはストリームライニングに同寸法のスペースをつや消し色でペイントするか、あるいは固定してもよい。
- 7) 数字ははっきり読めるように、また、太陽光線の反射を避けるために、地の色同様につや消しで書かれなければならない。
- 8) 数字の最低寸法は下記のとおりとする。



数字の書体は、Futura Heavy を基準とするゴシック体とする。
また、影付き文字などは認められない。

Futura Heavy

0123456789

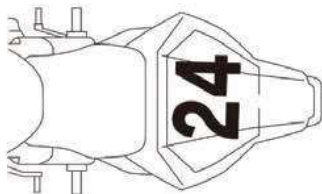
- 9) 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。
- 10) すべてのナンバープレートの周囲には最低 25mm の余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。この規則に適合していないナンバー・プレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。
- 11) ゼッケンベースは、赤色以外を使用すること。昨年の 7 時間決勝レースの 1～5 位のもので順位をゼッケンとして使用の場合、ゼッケンベースを赤色、文字色を白とする。
ナンバープレートの地色は、単色でなければならない。地色と文字色は対称色とし地と文字色は数字がはっきり認識できるものでなくてはならない。ナンバープレートの地色および数字の蛍光色は禁止とする。
- 12) シートカウル上部にゼッケンナンバーを装着する場合は、アンダーカウルの左右両面にサポートナンバーを付けなければならない。
- 13) サポートナンバーの貼り付け位置はアンダーカウル内で、前後のタイヤの上端を結ぶ線の下部内とし、アンダーカウル後端部を推奨位置とする。
- 14) サポートナンバーの最低寸法は、2 桁ゼッケン幅 185mm × 高さ 150mm、3 桁ゼッケンの最低幅は 260mm とする。
- 15) いかなる場合においても、文字は判別しやすいようにしなければならない。

サイドゼッケンとサポートナンバーの装着例

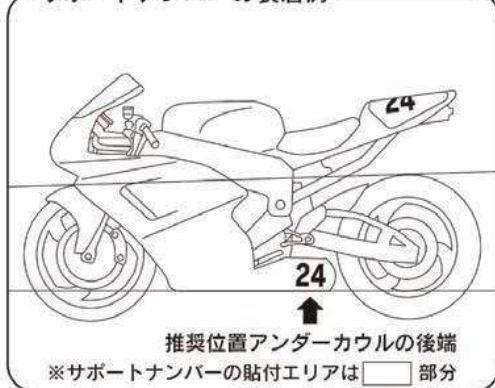
サイドゼッケン



シートカウル上部ゼッケン



サポートナンバーの装着例



70-5 レースのために取り外さなければならない部品

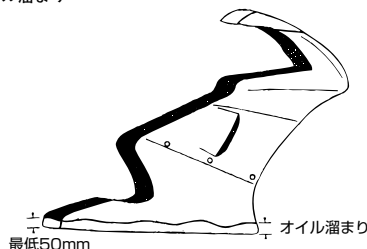
- 1) ヘッドライト／テールライト／ウインカー／リフレクター
- 2) バックミラー
- 3) ナンバープレートと、リアフェンダーと別体式の場合のナンバープレートブラケット
- 4) セーフティーバー／センタースタンド／サイドスタンド
- 5) 同乗者用フットレスト／クラブレール
- 6) ホーン
- 7) その他車検時に安全上取り外しを指示された部品

70-6 ボディーワーク

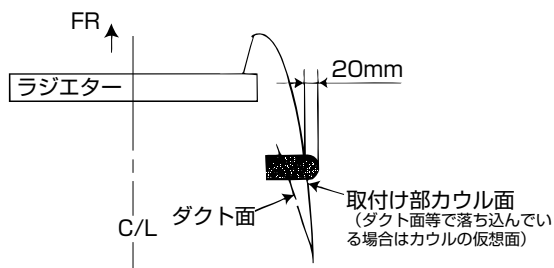
- 1) ロードレースにおけるモーターサイクルは、荷重がかからない状態において、タイヤ以外のいかなる部分も地面に触れることなく、垂直線から 50° の角度に傾斜することができなくてはならない。
- 2) フロントホイールは（タイヤを除く）、フロントフェンダーに隠れる部分を除き、サイドからはっきりと見えなくてはならない。
- 3) カウルのいかなる部分もフロントホイールアクスルから前方 100mm を通る垂直線より前にあってはならない。
フロントフェンダーはカウルとはみなされない。ただし、メーカー出荷時の状態で基準に合致していない場合は、メーカー出荷時の形状を維持していることを条件に認められる。
- 4) 車両のいかなる部分もリアタイヤの最後端を通る垂直線の後部にあってはならない。
ただし、メーカー出荷時の状態で基準に合致していない場合は、メーカー出荷時の形状を維持していることを条件に認められる。
- 5) エアフォイル、またはスポイラーは、それがフェアリングまたはシートと一体構造になっている場合に限り取りつけることができる。これは、フェアリングの幅を越えてはならない。うえ、ハンドルバーの高さを越えてはならない。
- 6) 尖っているエッジは、少なくとも半径 8mm の丸みを持たせなくてはならない。
- 7) ウインドスクリーンの先端と、全てのフェアリングの露出部分の先端は丸められていてなくてはならない。
- 8) 通常のライディング・ポジションにおいてライダーは後方の両側および上から全体（腕の前部を除く）が視認されなくてはならない。ライダーの顔またはヘルメットとフェアリング（ウインドスクリーン含む）との間の最低スペースは 100mm とする。この規則の適用を免れるために透明な材質を使用することは禁止される。
- 9) いかなる場合においてもフェアリングの最大幅は 600mm を超えてはならない。
- 10) ライダーシートの後部の高さは最高 150mm とする。この高さは、シートの固いベースの最下部から、ライダー後方のフェアリングの最上部までを測った場合のものである。
- 11) ハンドルバーの位置がどこにあっても、フェアリングとハンドルバー先端あるいはステアリング・ステム、およびそれに装着されている装備類との間隔は最低 20mm なくてはならない。
- 12) ナンバープレートが固定されている前部の傾斜角度は垂直面から後部へ 30° 以上あってはならない。
- 13) シートまたはその後方にあるいかなる部分（排気系を除く）の幅も 450mm 以上あってはならない。
- 14) 燃料タンクのキャップは、燃料タンクの外観形状からはみ出さないように、また転倒の際に外れることがないように取り付けられなくてはならない。2000 年以降に生産された車両のみ適用。

- 15) エンジンおよびその他すべての電気部品を停止することのできる効果的なイグニッションキルスイッチがハンドルバーのグリップを握った状態で手の届く範囲に取り付けなければならない。
- 16) エンジンの破損または故障時に、エンジンに使用されるエンジンオイルおよびエンジンクーラント総量の最低半分（最低 2 リットル）をアンダーカウルで保持できる構造でなければならない。端部の折り返しの高さは最低 50mm とする。内部には吸収材および耐火素材が装着されていることが望ましい。

オイル溜まり

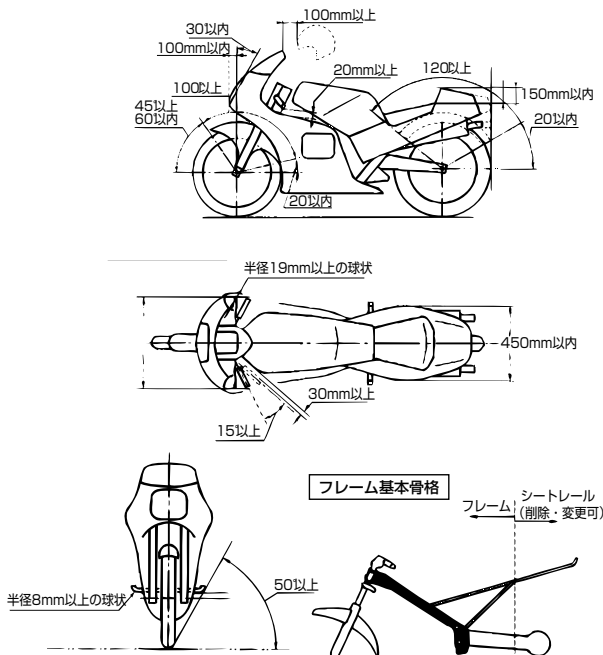


- 17) アンダーカウルには直径 20mm（許容誤差 + 5mm）の水抜き用の孔を最少 1 個は設けなくてはならない（孔は 2 個までとする）。この孔は、ドライコンディションの時は閉じられていなければならない、競技監督がウェットレースの宣言を行った時のみ開けることができる。
- 18) チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤ・スプロケットガードを取り付けなくてはならない。そのガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛合部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とし、その取り付け方法は、スイングアームにボルト・オンまたは溶接し、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的にかなったもので、かつシャープエッジでないこと。スイングアームの補強とリヤ・スプロケットガードを兼ねることは認められない。リヤ・スプロケットガードの板厚は最低 2mm なければならない。
- 19) 車両にはフロント・スプロケットガードが装着していなければならない。逆シフトにする際に、フロント・スプロケットガードが干渉する場合、最小限のカットが認められる。ただし、本来の機能が果たせなくなるようなカットは認められない。
- 20) 転倒時の車両のダメージを最小限に抑えるためフレームにプロテクティブコーンの取り付けを認める。プロテクティブコーンはフェアリング表面より突き出し量を 20mm までとし、先端は半径 10mm 以上の曲面で面取りされていなくてはならない。また、プロテクティブコーンにエンジン保護以外の機能を持たせることは禁じられる。



70-7 フロントフェンダー、リアフェンダー

- 1) フェンダーはタイヤの両側方に張り出していないといけない。
- 2) フロントフェンダーは、ホイールの周囲を最低 100° に渡ってカバーしていなければならない。また、下図記載の角度の範囲内でなければならず、その部分はホイール自体がカバーされてもよい。



※シートサポートはボルトオンの場合はフレームとみなさない。

- 3) フロントフェンダーの前端とホイールの中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の作り出す角度は 45° と 60° の間でなくてはならない。フェンダーの後端とホイール中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の作り出す角度は 20° を越えてはならない。
- 4) リヤフェンダーは、ホイールの周囲を最低 120° に渡ってカバーしていなければならない。
- 5) リヤフェンダー後端とホイールの中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の作り出す角度は 20° を越えてはならない。
- 6) シートのフェアリングがリヤ・タイヤの後側の垂直接線にまで達している場合には（許容誤差 50mm）、リヤフェンダーを装着する必要は無い。

70-8 エキゾーストパイプ

- 1) エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件を全すべて満たさなくてはならない。
- 2) エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分は、エンドカバーがあるなしにかかわらず丸みを帯びさせていなければならない。エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとは、エキゾーストパイプ先端の板厚が 2mm 以上、その角度は 0.5R 以上とする。板厚を確保するために複数の板の溶接構造としてもよい。

- 3) 排気ガスは後方に排出しなければならないが、ほこりを立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。
- 4) エキゾーストパイプの後端は、リヤタイヤの垂直線より後ろにあってはならない。

70-9 ハンドルバー

- 1) ハンドルバーの最低幅は 450mm とする。
- 2) ハンドルバーの最低幅はグリップの外側の先端から、反対側のグリップの外側先端までの距離で測定される。
- 3) ハンドルバーの先端が露出される場合は、固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていなければならない。
- 4) ハンドルバーの中心線、または中央位置から両側への回転角度は、最低各 15° 以上なくてはならない。
- 5) フェアリングがある場合、ハンドルバーがどの位置にあってもフロントホイールがフェアリングに接触してはならない。
- 6) ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっぱいに切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間に最低 30mm の間隔があるように、ストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を取りつけなくてはならない。
- 7) ハンドルバー・クランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、丸みをつけて製作しなくてはならない。
- 8) 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。
- 9) セパレートハンドルはブラケットとバーが一体式でも別体式でもよい。

ただし、別体式でバーの取り付けがブラケットに差し込み式でボルトのみによる締め付けで固定される構造のものを使用する場合は、ボルトが緩んでもバーが抜けない様にしなければならない。

70-10 コントロールレバー

- 1) すべてのハンドルバー・レバー類（クラッチ、ブレーキ等）は、原則として端部がボール状（このボールの直径は最低 19mm）でなくてはならない。このボールを平たくすることも認められるが、どのような場合も端部は丸くなっていてはならない（この平たくした部分の厚みは最低 14mm とする）。レバー端部は、レバーと一体構造に固定されていなくてはならない。
- 2) コントロール・レバー（フット・レバーおよびハンド・レバー）は、それぞれ別個のピボットに設けられなくてはならない。
- 3) ブレーキ・レバーがフットレストの軸に設けられる場合、どのような状況においても作動できなくてはならない。例えば、フットレストが曲がった、あるいは変形したというような状況においても作動できなくてはならない。
- 4) ブレーキおよびクラッチレバープロテクション
 - ・ 他車両との接触時にブレーキレバーが作動しないようにするため、ブレーキレバープロテクションを装着しなければならない。クラッチレバープロテクションの装着も認められる。
 - ・ レバープロテクションの最大幅は、取り付け部を含めて左右のグリップラバーエンドから 50mm 以上突出していないこと。形状は自由とするが、鋭利な部分やエッジがない状態で、取り付け方法は方持ちタイプに限定される。レバープロテクションの材質は、樹脂製（ただし、カーボン、ケブラーは禁止）または、アルミニウム製に限定される。

70-11 スロットルグリップ

スロットルグリップは、手を離れた時に自動的に閉じるものでなくてはならない。

70-12 フューエルポンプ

- 1) 電動式フューエルポンプは転倒の際に自動的に作動する回路遮断システムを備えていなければならない。
- 2) 車検の時にテストできるように回路遮断のテスト機能が設けられなければならない。

70-13 フットレスト

- 1) フットレストは改造・変更されてもよいが、下記条件を満たさなければならない。ただし車両公認時から改造・変更しない場合は、突起物を取り外し車検長の許可を得れば、下記仕様を満たさなくても使用できる。
- 2) ブラケットの改造、変更によりフットレスト／フットコントロールの位置は移動してもよいが、ブラケットは元の取り付け位置に固定しなければならない。
- 3) フットレストの先端は、最低半径 8mm の中空でない一体構造の球状になっていなければならない。
- 4) 折りたたみ式の場合は自動的に戻るようになっていなければならない。
- 5) スチール製フットレストで折りたたみ式でない場合、その先端にはプラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質でできた先端(プラグ)が固定されていなくてはならない。(最低半径 8mm)

70-14 ブレーキ

- 1) すべてのモーターサイクルは最低 2 つの効果的なブレーキ(各ホイールに 1 つ)がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動しなくてはならない。
- 2) 車両公認時においてフロントブレーキキャリパー用ラインの分岐点がロワーフォークブリッジより下にある場合であっても、ロワーフォークブリッジより上に変更しなければならない。
- 3) 交換されるブレーキディスクの材質は、鉄素材でなければならない。

70-15 ホイール、リム、タイヤ

- 1) メーカーが出荷した一体構造ホイール(キャスト、モールド、リベット)または従来の脱着式リムに対して、スポーク、バルブまたは安全ボルト以外へはいかなる改造も禁止される。ただし、タイヤがリムから外れることを防ぐために使用される、テンションスクリューは例外とする。
- 2) カーボン製ホイールの使用は許可されない。
- 3) タイヤは一般市販ルートで購入できる溝付きタイヤとし、速度記号はH以上とする。ただし、タイヤメーカーが速度記号H(210km/h)以上を保証する場合は、この限りではない。タイヤトレッド主溝の深さは、最低でも 2.5mm でなければならない。
- 4) レインタイヤは、E マークまたは DOT マークの表示がなくてもよいが「NOT FOT HIGHWAY USE」または「NOT FOR HIGH WAY SERVICE」と表示されていなくてはならない。
- 5) タイヤへの追加工(ハンドカット等)は禁止される。
- 6) タイヤウォーマーの使用および、故意にタイヤの加熱を行う行為はレース期間を通じて禁止され、タイヤウォーマーをピットへの持込みも禁止とする。

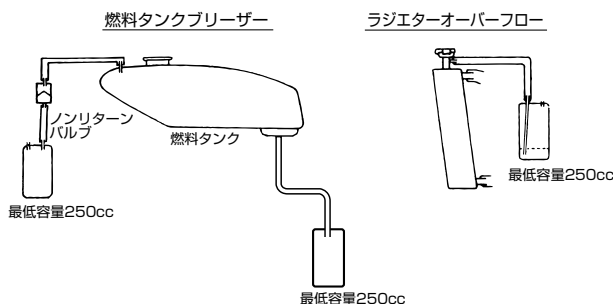
70-16 スプロケット / チェーン

フロント（ドライブ）スプロケット、リヤ（ドリブン）スプロケット、チェーンの変更は許可されるが、公認車両と同じサイズのものに限定される。また、チェーンの接続方法はカシメジョイントで接続しなければならない。

※ 415 サイズのチェーンは使用禁止とする。

70-17 フューエルタンク、オイルタンク、リザーバータンク

- 1) 燃料タンクの最大容量は 18 リットル以下とする。（純正無改造のタンクであってもこの容量を超えてはならない）
- 2) 燃料は、マシンにしっかりと固定された 1 つのタンク内に入れるものとする。
- 3) シートタンクおよび補助タンクは禁止される。給油のために容易に脱着できる取り替えタンクを使用することは厳禁される。
- 4) 燃料タンクの材質は、金属製のものとする。カーボンファイバー、アラミド・ファイバー、またはファイバーグラスの材質の使用は許可されない。ただし、車輛公認時もしくは工場出荷時に装着されている金属以外のタンクについては使用が認められる。
- 5) 加工されたタンクには、防爆材を完全に充填すること。
- 6) 燃料タンク・ブリーザー・パイプには、ノン・リターン・バルブを取り付けなくてはならない。これは、適切な耐油性のある材質でできた、最低容量 250cc のキャッチタンクに放出されるようになっていなくてはならない。

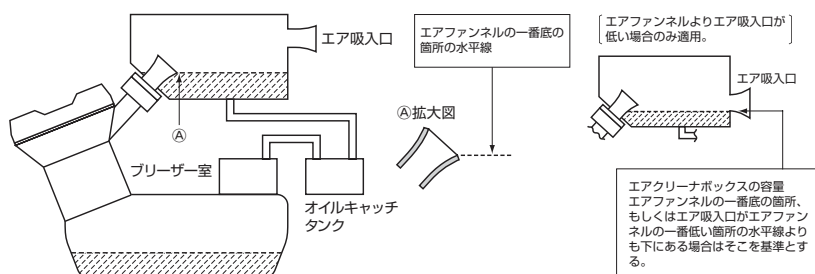


- 7) 燃料タンク・フィルター・キャップおよびオイルフィルターキャップは、閉じた状態で漏れないようになっていなくてはならない。さらにこれらはいかなる場合においても誤って開くことのないように完全にロックされていなくてはならない。
- 8) 全てのドレインプラグはワイヤーロックしなければならない。外部オイルフィルタースクリューおよびオイルフィルターボルトでオイルパンに進入するもの、オイルクーラー、フロントフォークドレンボルト等のオイル供給パイプについても全て安全にワイヤーロックされていなくてはならない。
- 9) 全ての車両はクローズドブリーザーシステムを採用しなければならない。オイルブリーザーラインはエアクリーナーボックスまたはエアクリーナーボックスおよびオイルキャッチタンクに連結され、これに排出される構造となっていること。ただし、車両の構造上クローズドブリーザーシステムを採用できない場合は、事前に大会事務局に申し出ることにより、別途協議の上、調整を行う場合がある。

- 10) エアクリーナーボックスで 1000 ccを確保されない場合、耐油・耐熱性の材質でできたオイルキャッチタンクを取り付けることとし、合計で 1000 cc以上を確保していなければならない。(エアクリーナーボックス単体で 1000cc 以上確保できる場合は、オイルキャッチタンクの装着は免除される)
- 11) オイルブリーザータンクとして認められるエアクリーナーボックスの容量は、エアファンネルもしくは吸入口の一番低い所の水平線より下の容量とする。
- 12) エアクリーナーボックスの下部に排出穴が開いている場合、オイルが受けられるように塞がれていなければならない。
- 13) エアクリーナーボックスおよびオイルキャッチタンクは、競技前に空にしなければならない。
- 14) ブリーザーシステムのパイプ類の締め付けは、金属製バンドを使用すること。
- 15) ブリーザーシステムのパイプ類は、耐油性のある素材であること。

4ストロークエンジンのブリーザーシステム

4ストロークエンジンのブリーザーシステム



70-18 冷却水

水冷エンジンの冷却水は、水（レース用として一般市販されている冷却水を含む）に限られる。不凍液の成分が含まれる冷却水は使用できない。

70-19 音量規制

ピストンスピード 11m/sec で測って 105dB/A までとする。レース終了後は 3dB/A の許容誤差が認められる。音量測定は下記固定回転数を使用することもできる。

- 1) 音量測定は、下記固定回転数方式が適用される。

エンジン型式および排気量ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は下記固定回転数にて実施する。

単気筒	2 気筒	4 気筒
6,000rpm	7,500rpm	10,500rpm

- 2) サイレンサーが 1 本を超える場合の音量計測は、各エキゾーストパイプの先端で測定される。
- 3) 音量測定は、走行時と同じモードで測定される。
スイッチ等のモード切替が可能な車両は、すべてのモードで測定を行う場合がある。
音量はすべてのモードで音量規定値に合致していなければならない。
- 4) 規制値をオーバーしているマシンは、レース前車検において再度測定を受けることができる。
- 5) 周辺の音量は、モーターサイクルから半径 5m 以内において 90dB/A までとする。
- 6) 音量測定は気温 20℃を基準とする。気温 10℃以下の場合許容誤差 +1dB/A が認められる。
- 7) 気温 0℃以下の場合、許容誤差 +2dB/A が認められる。
- 8) メーターの読み方は常に少数点以下を切り捨てとする (105.9dB/A=105dB/A)。

70-20 テレメトリー

- 1) 動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。
- 2) マシンには、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる可能性もある。自動ラップ計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。
- 3) 自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。

第 71 条 ライダーの装備

MFJ 国内競技規則付則 4 ライダーの装備の規定による。また、22 歳以下のライダーはエアバックの着用を義務付ける。

【ご案内】

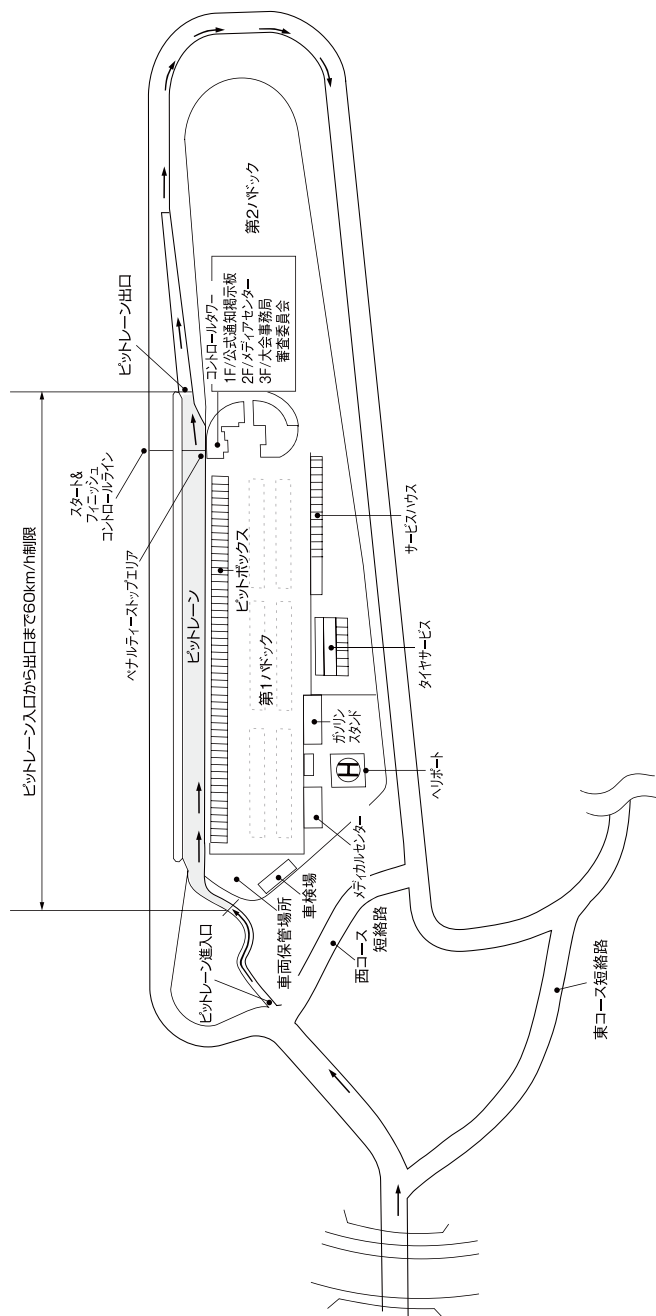
2 輪用エアバッグ式プロテクションの着用をさらに推進していくため、2023 年は 55 歳以上を義務化、2025 年は全ライダー義務化となります。

第 72 条 買取規定（“7 時間決勝レース”のみ適用）

- 72-1 “7 時間耐久” 決勝レースで優勝した車両は、本条 72-2 に定められた金額で、主催者が買い取る場合がある。
- 72-2 “7 時間耐久” 決勝レースで、完走車両(主催者招待車両を除く)は、購入希望者がいた場合、国内メーカー車両は 150 万円、海外メーカー車両は 350 万円で販売しなければならない。ただし、売買によって発生する税金はこの金額に含まれない。
- 72-3 購入の権利の優先順位は主催者、もて耐エントラント、観戦のお客様の順とする。
- 72-4 購入希望者は、“7 時間耐久” 決勝レース終了後 20 分以内に限り購入申請をすることができる。
- 72-5 購入申請は、主催者指定の用紙に必要事項を記入し、大会事務局へ提出する。
- 72-6 購入希望者が複数の場合、主催者により公開抽選が行われ、購入者を決定する。
- 72-7 購入者が決定した時点で、購入者は以下のものをそろえ主催者へ提出しなければならない。
- 1) 購入申請用紙
 - 2) 購入者の運転免許証のコピー
 - 3) 購入申請保証金 50,000 円(購入申請保証金 50,000 円は、購入代金の一部とされる)
- 72-8 購入者が決定した時点より、主催者は車両を売買契約日まで保管する。
- 72-9 売買契約日は、購入申請日から起算して 10 日以内の間に設定されなければならない。売主・購入者、そして主催者 3 者合意のもと、売買契約日を決定する。
- 72-10 前記 72-9 にて決定された売買契約日に購入代金(現金)と、車両の受渡しが行われる。
- 72-11 売買契約日に売主・購入者双方とも住民票を主催者へ提出しなければならない。
- 72-12 売買契約は売主・購入者双方と主催者立会いのもと行われる。前記 70-9 にて決定された売買契約日に購入者が、購入代金を支払うことができない場合は、この売買契約は無効となり購入申請保証金 50,000 円は返却されない。また、この場合に発生する経費(運搬費等)は購入希望者が負担するものとする。
- 72-13 主催者が購入申請を行うこともできる。

2022 もてぎ 7 時間耐久ロードレース “もて耐” 大会事務局

パドック案内図



もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故(以下『事故』という)によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限りです。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頸部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

- (1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)
- (2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

- もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。
- なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス

〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992

TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)

FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 四日市法人支社

TEL : 059-353-6557 FAX : 059-351-5417 (営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

- ・『モビリティリゾートもてぎ』での事故

損害保険ジャパン(株) 関東保険金サービス部 栃木保険金サービス課

TEL:028-627-8195 FAX:028-624-5738 (営業時間平日9:00~17:00)

- ・『鈴鹿サーキット』での事故

損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス部 愛知火災新種保険金サービス第一課

TEL:052-953-3911 FAX:052-953-3691 (営業時間平日9:00~17:00)

MFJ 国内ライセンス 取得方法 (モビリティリゾートもてぎの場合)

＜モビリティリゾートもてぎサーキットライセンスを取得する＞

講習会日程をご確認のうえご予約ください。

Tel:0285-64-0200

インターネット <https://www.mr-motegi.jp/motorsports/>

●料金

*年度途中に入会の場合、年会費のみ入会月により割引がございます。

初回登録料金	年会費(12月～3月入会)	共済会費	計(税込)
15,000円	16,000円	10,000円	41,000円

スポーツ走行料金 3,400円/30分(税込) 2,300円/20分(税込)

1 受講予約

予約受付番号：0285-64-0200

インターネット <https://www.mr-motegi.jp/motorsports/>

講習日をご確認の上、ご予約ください。

2 入会受付

9:30～10:15

- 受付場所…コントロールタワー1階受付
- 入会申込書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
- 持参物
 - 1) 運転免許証
 - 2) 写真3枚(3cm X 2.4cm)
 - 3) 印鑑
 - 4) 初回登録料金・年会費・共済会費
 - 5) MFJライセンス(取得している方のみ)
 - 6) 学生の方は学生証のコピー

未成年者の方は、事前に申込書に親権者の署名と実印の捺印をしてください。また、入会講習日当日に親権者の実印の印鑑証明書をご持参ください。

3 講習会

約90分

- 講義
 - ・ロードコースの施設の説明
 - ・スポーツ走行の説明
 - ・走行マナー、ルールの説明
 - ・スポーツ走行予約の説明

4 ライセンス スクール

約180分

- 持参物
 - 1) ご自分のオートバイ
(車両規定等の詳細はツインリンクもてぎTRMC-Sホームページよりご確認ください)
 - 2) ヘルメット・グローブ・革ツナギ・ブーツなど一式
 - 3) 健康保険証

●ライセンススクール

モビリティリゾートもてぎの専任インストラクターが、実技指導を行います。

※MFJ フレッシュマンライセンス以上所持者はライセンススクール(実技走行)が免除となります。

5 ライセンス 取得

- 講習会を終了し、ライセンススクールに合格され入会申請書類に不備のない方には、TRMC-Sライセンスを発行します。

＜サーキット走行をする＞

6 スポーツ 走 行

- 走行予約をする
- スポーツ走行 1 回 30 分を、6 回走行（3 時間）

7 3 時間 証明発行

- コンピュータで管理された走行時間により証明証を発行
- ①3月末日までにWeb及び郵送申請した方（18～19歳）⇒「未成年者参加承諾書」必要
- ②4月1日以降にWeb及び郵送申請した方（18～19歳）⇒「未成年者参加承諾書」不要
法による未成年者年齢の引き下げによる変更です。

8 MFJ に申請

- 申請方法は下記2種類となります。
- 1) WEB申請
 - ・パソコンまたはスマートフォンから申請（ご自身で申請となります）
MFJオンラインマガジン→ライセンス申請→決済（MFJからのメールをご確認ください）。
 - ・3時間走行証明書をMFJに郵送する。
ただし、満20歳未満の方は、未成年者競技会参加承諾書（親権者印鑑証明書添付）を同封してください。
- 2) 郵送による申請
 - ・現金書留または郵便振替でMFJに送付（ご自身でMFJ宛にお送りください）。
 - ・提出に必要なもの
 - 1) 3時間走行証明印のあるライセンス申請書
 - 2) 申請料金 現金11,850円（郵便振替の場合は振込書兼受理証のコピー）
※満20歳未満の方は未成年者競技参加の承諾書（親権者印鑑証明書貼付）を同封してください。
- 送付先
 - 一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）
 - 〒104-0045
 - 東京都中央区築地3丁目11番6号 築地スクエアビル10階
 - TEL 03-5565-0900
 - FAX 03-5565-0907

9 MFJライ センス取得

- MFJ 国内ライセンス取得
 - ・後日（約2週間）郵送にて送られてくる

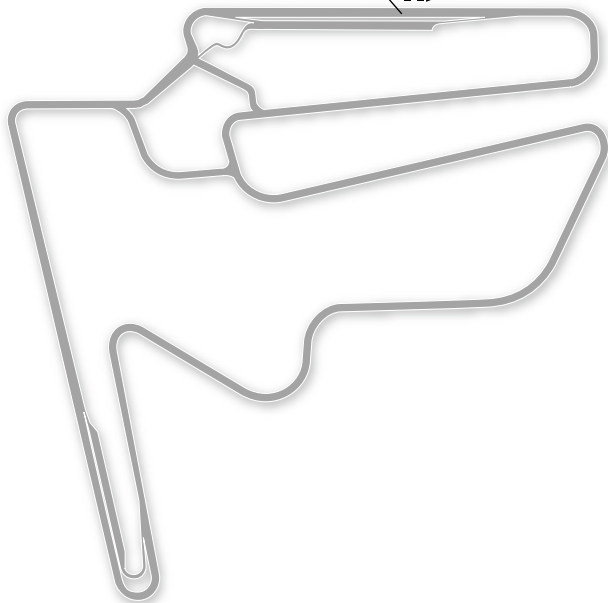
なお、モビリティリゾートもてぎでは、MFJロードレース国内ライセンスを一日で取得可能な「1 day GET MFJライセンス」プログラムを開催しております。詳しくは、モビリティリゾートもてぎホームページでご確認ください。

This image shows a single page of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single page of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

FULL COURSE

Length/4,801.379m



MOBILITY RESORT **MOTEGI**

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1

TEL.0285-64-0200 FAX.0285-64-0209

<https://www.mr-motegi.jp/>